

小値賀町 第8期
高齢者保健福祉・介護保険事業計画



令和3年3月 小値賀町

～ 目次 ～

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画期間.....	3
第4節 計画策定及び進行管理の体制.....	4
第2章 計画に関する基本的事項.....	6
第1節 計画の基本理念.....	6
第2節 小値賀町の高齢者の現状.....	7
第3章 地域包括ケアシステムの推進.....	21
第1節 地域包括ケアシステムの方向性.....	21
第2節 介護予防・健康づくり・社会参加づくりの推進.....	22
第3節 認知症施策の推進.....	25
第4節 生活支援サービス等の充実.....	27
第5節 高齢者虐待の防止.....	31
第6節 権利擁護の充実.....	31
第4章 サービス提供体制の確保及び事業実施.....	33
第1節 介護保険サービス等の充実.....	33
第2節 介護サービスの円滑な利用に向けて.....	34
第3節 災害・感染症対策の推進.....	34
第5章 第1号被保険者の保険料について.....	35
第1節 各年度におけるサービス量の見込み.....	35
第2節 第1号被保険者の保険料.....	54
第3節 介護給付費の適正化への取組.....	58
資料編.....	61

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国では、令和7年(2025年)には団塊の世代(昭和22年～昭和24年生まれ)がすべて75歳以上に、令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口はピークを迎えると予想されています。

小値賀町(以下、「本町」という。)では、既に高齢化率が50%を超え、人口の半数以上が65歳以上の高齢者となっており、国の水準を大きく上回る高齢化率となっています。2040年には高齢化率が60%を超えると予想されており、支援が必要な人の増加・多様化とともに、現役世代(地域社会の担い手)の減少といった問題が今後ますます顕在化することとなります。

そのような流れを踏まえ、これまでも「地域包括ケアシステム」の推進を行うことで、要介護状態になっても住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を続けることができる体制の構築を進めているところですが、今後はさらに高齢者だけにとどまらず、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を構築するための取組を進めていくこととしています。

本町では令和2年度に、現行の「小値賀町第7期高齢者保健福祉・介護保険事業計画」の計画期間が終了することに伴い、法制度等の変化や国・県の動向を踏まえつつ、本町の高齢者に関する福祉施策のさらなる推進を図るため、新たに「小値賀町第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の法的位置づけ

本計画は、保健・福祉施策と介護保険施策を密接な連携のもとに実施していくため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定しています。

○ 老人福祉法第20条の8（高齢者保健福祉計画）

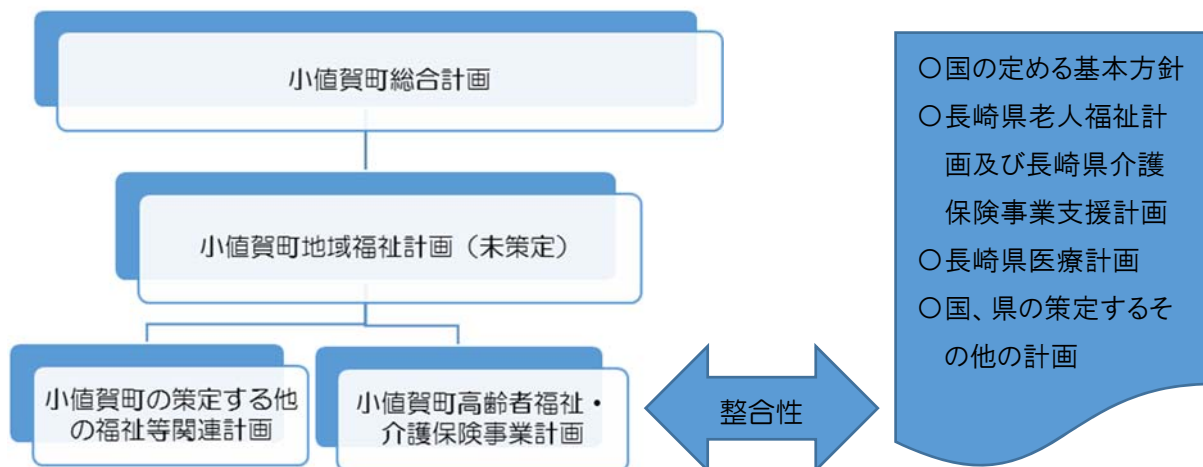
- ・市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

○ 介護保険法第117条第1項（介護保険事業計画）

- ・市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 上位計画・関連計画との関係

本計画は、小値賀町総合計画を最上位計画として策定しています。また、今後「小値賀町地域福祉計画」を策定した場合には、小値賀町地域福祉計画の一環として位置づけられることとなります。また、「長崎県老人福祉計画及び長崎県介護保険事業支援計画」や医療・保健等の関連計画との整合性を図りながら策定しています。

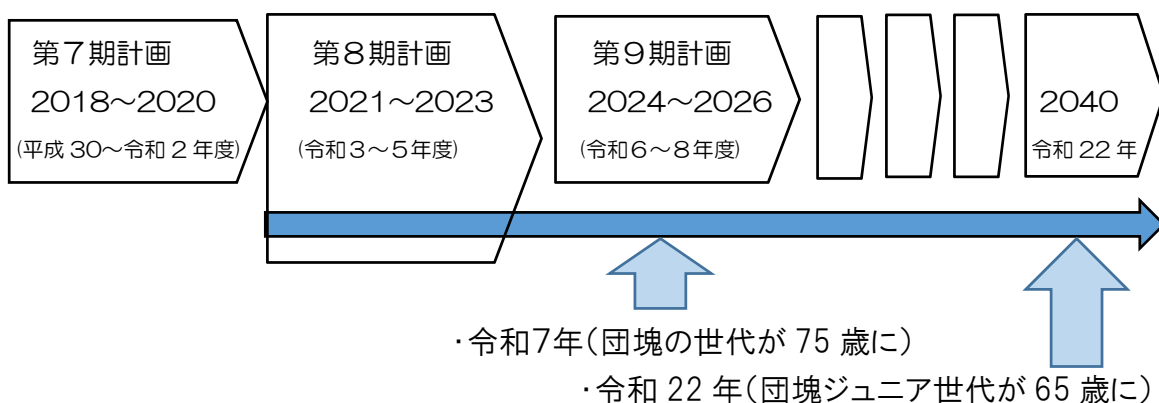


第3節 計画期間

計画期間と作成の時期

本計画については、令和3年3月末に終了する「第7期小値賀町高齢者保健福祉・介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)」(以下「第7期計画」という)に替わる新たな計画として、「第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)」(以下「第8期計画」という)を策定するものです。

また、本計画では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える令和7年や、現役世代の急減が想定される令和22年を見据えた中長期的な視点を踏まえ、検討・策定しています。



第4節 計画策定及び進行管理の体制

1 計画策定体制

本計画については、本町の特性に応じた事業展開を図る観点から、行政機関内部だけでなく、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者(地域住民)代表、費用負担関係者等、幅広い関係者で構成する、小値賀町高齢者保健福祉計画・介護保険計画策定委員会(以下、「策定委員会」という)を設置することにより、被保険者や地域住民の、計画に関する意見や意向を反映させることとしました。さらに、策定委員会の下に福祉関係者、保健医療関係者、介護保険事業従事者等で構成する作業部会を設置し、計画の細部について検討を行いました。策定委員については、一般公募も行いましたが、応募者がありませんでした。

また、高齢者の日常生活の状況や健康状態等を把握するため、令和2年10月に65歳以上の高齢者の一部の方に対してアンケート調査を実施しています。また、平成29年に65歳以上の高齢者を対象として調査した「介護予防基本チェックリスト」等も参考としています。

計画の素案についても、住民の声を把握するため、町ホームページ及び役場福祉事務所の窓口においてパブリックコメントを実施しました。

○策定委員会の開催

	期日	議題
第1回	令和2年11月9日	・委嘱状交付及び会長・副会長の選任 ・計画策定の概要及びスケジュール 等
第2回	令和2年11月26日	・介護保険料について ・第8期計画の構成について 等
第3回	令和3年2月10日	・第8期計画の素案について 等

○パブリックコメントの実施について

期間 令和3年2月16日から令和3年3月17日 30日間実施

計画素案の掲示場所 町ホームページ、小値賀町役場福祉事務所窓口

2 進行管理体制

本計画を実効性のあるものとするために、本計画の進行管理と評価機能を持つ小値賀町介護保険運営協議会を設置しています。介護保険運営協議会は、必要に応じ、計画の実施状況を調査・審議し、行政に対して施策に関する意見を述べることができます。また、他の福祉関連会議(地域包括ケア会議・地域包括支援センター運営協議会等)でも、本計画に関連する内容について、意見を求めることができます。

3 関係機関との連携

本計画を円滑に進めていくためには、町の関係部門の連携だけでなく、保健・医療・介護等、多職種での協働や、地域福祉の重要な担い手となる民生委員・児童委員やボランティア、地域住民の自主活動組織等の主体的参画が重要となります。

各種事業や地域ケア会議等を通じて関係各機関との結びつきを強め、円滑に連携をとることができる体制を構築します。また、長崎県の作成する計画内容とも連携していきます。

第5節 日常生活圏域の設定

国は平成18年度より、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、市町村内をいくつかの圏域に分け、その圏域ごとに新たなサービス、地域密着型サービスの提供を図る「日常生活圏域」を設定することを方向づけました。

日常生活圏域の設定については、以下の事項を総合的に勘案し、保険者ごとに定めるとしています。

- 地理的条件
- 人口
- 交通事業その他社会的条件
- 介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況 等

本町は人口約 2,300 人程度の小規模離島であり、本島内であれば、どこからでも、保健・福祉施設へは車を利用し 20 分程度で行ける距離であるため、第7期計画と同様に、町全体を1圏域とします。

第2章 計画に関する基本的事項

第1節 計画の基本理念

第7期計画においては、本町の高齢者ができるだけ住み慣れた地域で暮らすことができることを目指し、互いに助けあい支えあう「参加と協働の地域づくり」を推進するために、

○元気で生きがい満ちた『活動的な 85 歳』の実現

○高齢者が介護を要する状態になっても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とする、「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立

の2つを計画の基本理念としています。

今計画では、これまでの基本理念を継承しつつ、小値賀町総合計画や健康づくり計画である「健康おぢか 21」での課題、今後実現を目指していく地域共生社会の実現への取組を目指す観点から、各種施策の取組を実施していきます。

・小値賀町総合計画(後期)での施策基本方針※令和元年度～令和5年度

「高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるために、高齢者の社会参加を促進し、生きがい対策を進めると同時に、高齢者の能力を活用した高齢者にやさしいまちづくりを推進していきます。」

・健康おぢか 21 での課題※令和 2 年度～令和 6 年度

「健康的に活発な高齢期を過ごす」

「生きがい・やりがいを持った高齢期を過ごす、そして家族・友人の役に立つ」

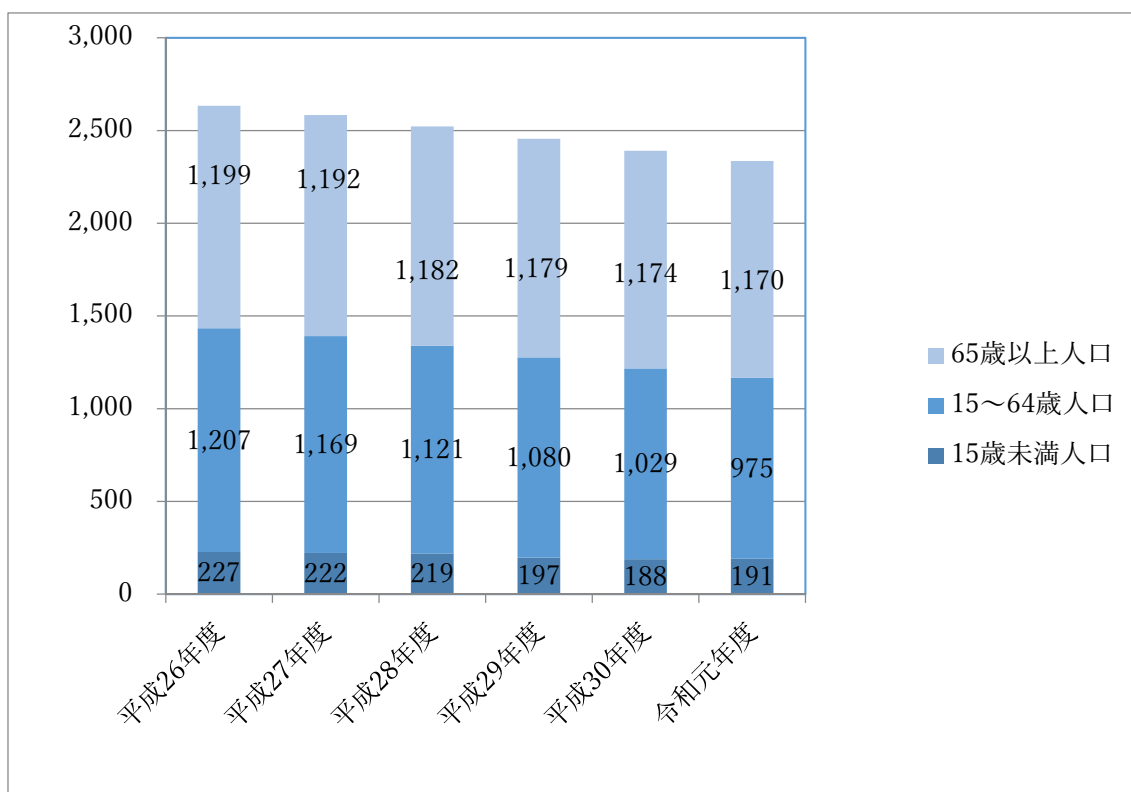
第2節 小値賀町の高齢者の現状

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口と高齢者人口の推移

本町の人口は、昭和 25 年国勢調査での人口をピークに減少の一途をたどっています。平成 26 年度に 2,500 人を割った後も徐々に減少し、令和元年度末には 2,336 人となっています。どの人口区分でも減少傾向ですが、特に 15 歳～64 歳人口が、最も減少率が高くなっています。

図1:年齢三区分別人口と高齢化率(各年度3月末現在)

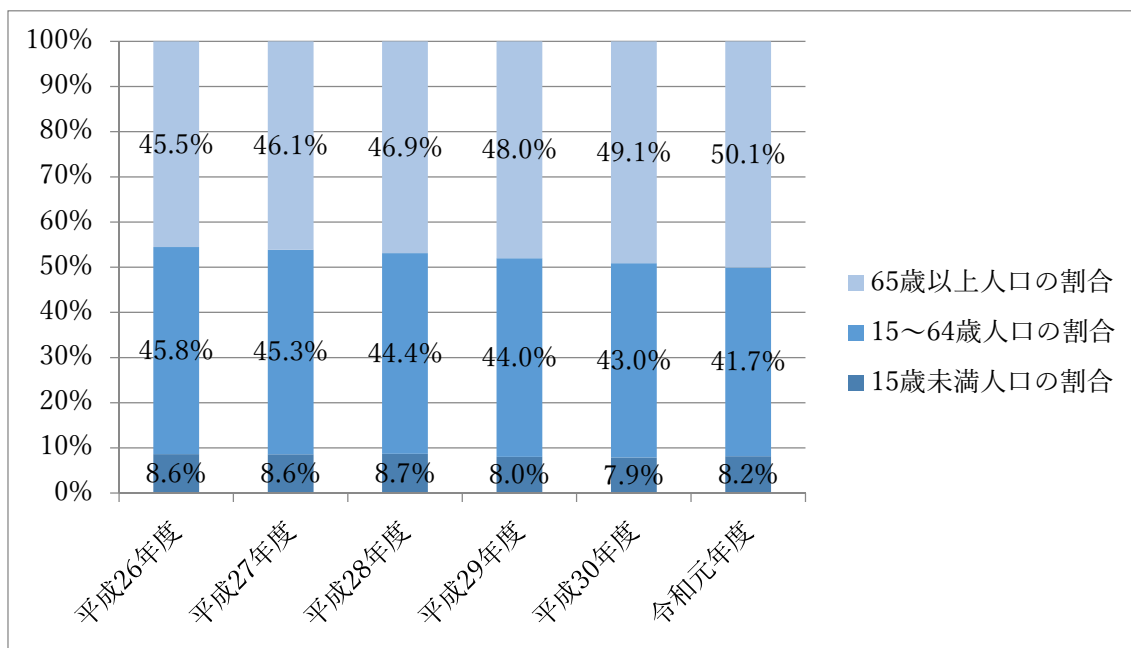


(人)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
65 歳以上人口	1,199	1,192	1,182	1,179	1,174	1,170
15～64 歳人口	1,207	1,169	1,121	1,080	1,029	975
15 歳未満人口	227	222	219	197	188	191
総人口	2,633	2,583	2,522	2,456	2,391	2,336

(2) 高齢者の人口比率の推移

平成26年度までは、15歳～65歳未満人口が65歳以上人口を若干上回っていましたが、平成27年度に初めて、65歳以上人口の割合が15歳～65歳未満人口の割合を超え、年々その差は開いています。令和元年度には高齢化率が50%を超えました。

図2: 15歳未満と15～65歳未満と65歳以上の人口比率



2 各種調査の結果

計画策定に際して、高齢者実態調査を実施しています。

また、平成29年に65歳以上の住民を対象として調査した「介護予防基本チェックリスト」の結果を基に町内の高齢者の状況について分析をしています。

○高齢者実態調査

令和2年10月に実施 今計画策定のために実施したアンケート
140名に配布、87名から回収

○介護予防基本チェックリスト

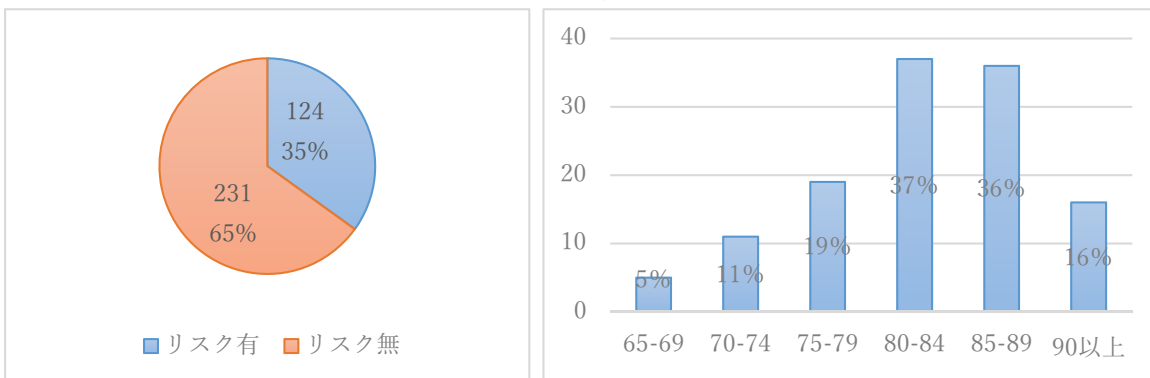
468名に配布、355名から回収

○調査結果からの抜粋

(1)健康について（介護予防基本チェックリスト）

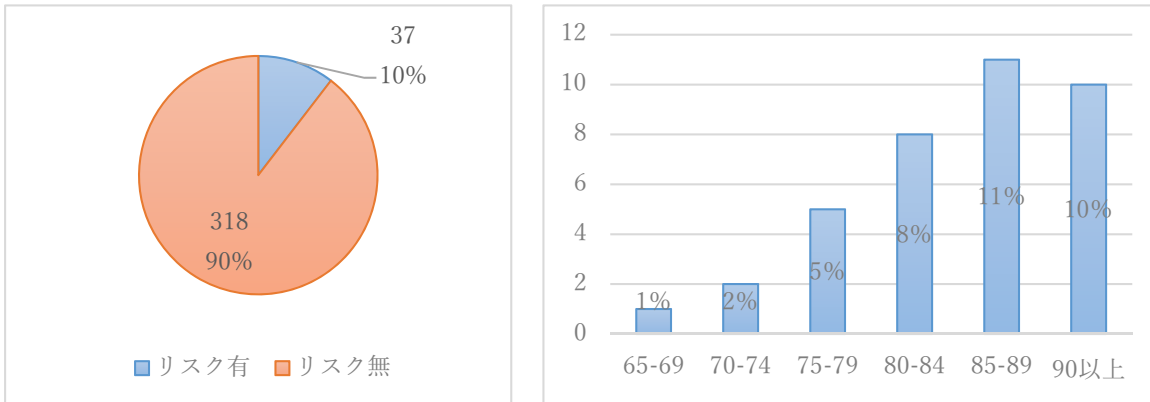
①運動機能低下のリスク保有者の割合

運動機能低下のリスク保有者の割合は、アンケート回答者の約 1/3 の 35%であり、年齢別にみると年齢が上がるにつれてリスク保有者は徐々に人数が増加し、80～90歳でピークとなっています。70代から80代では、リスク対象者が一気に増加しています。



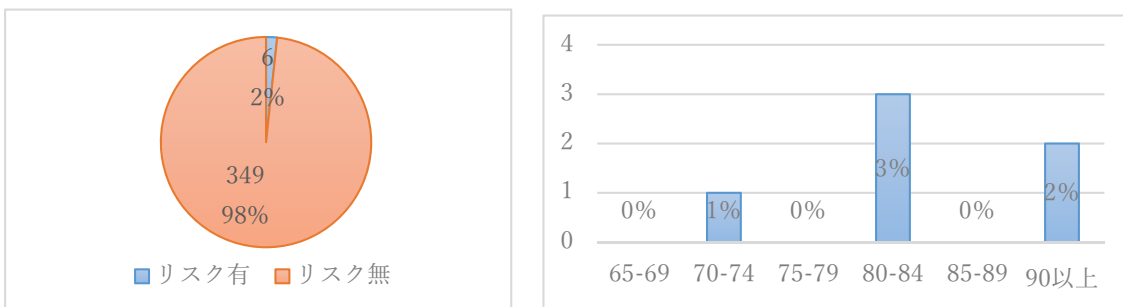
②閉じこもり傾向にある高齢者の割合

閉じこもり傾向にある高齢者は、回答者全体の 1割となっています。年代別に見ると徐々に閉じこもり傾向の高齢者が増加しています。



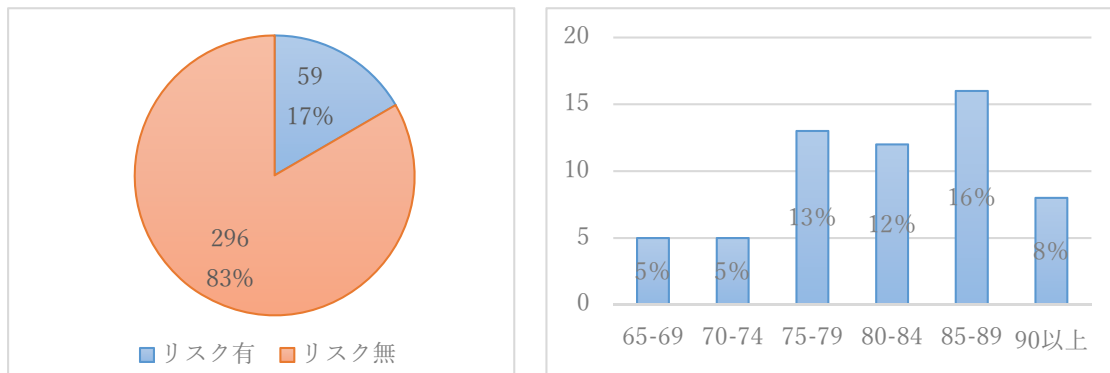
③低栄養状態にある高齢者

低栄養状態のリスクのある高齢者の割合は、アンケート回答者の2%であり、人数・割合は少ないものの、存在しています。



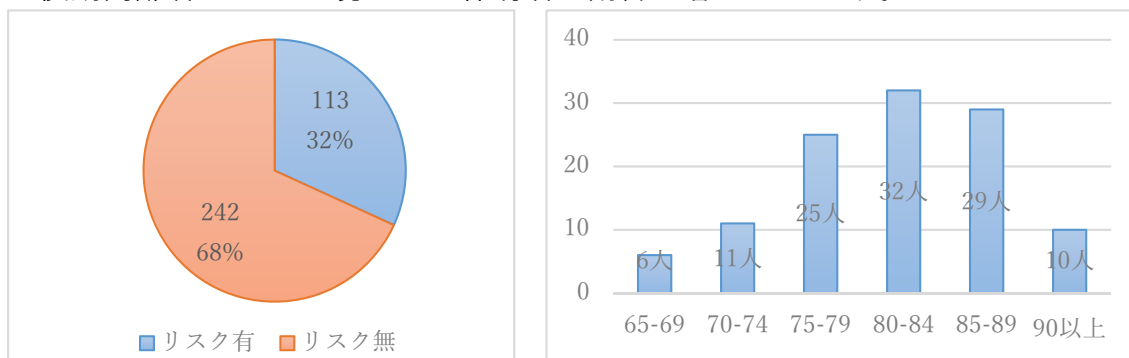
④口腔機能が低下している高齢者

口腔機能低下のリスク保有者の割合は、調査回答者の17%でした。年齢別にみると、75歳を境にリスク保有者の割合が倍増し、その後は横ばいという結果となっています。特に85～89歳の年代が増加傾向にあります。



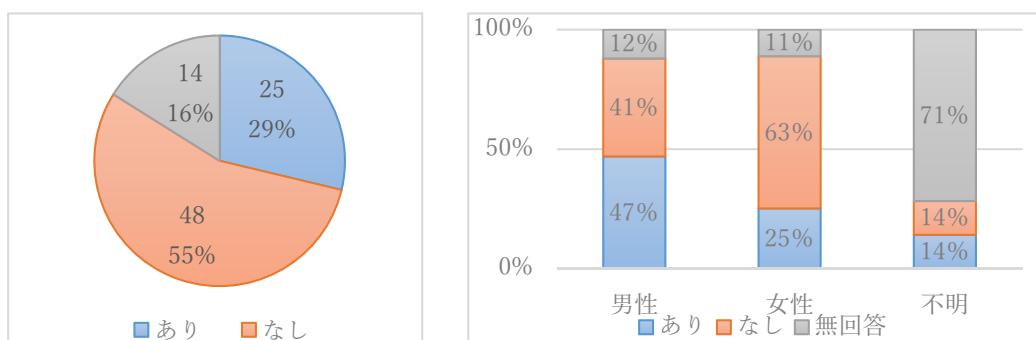
⑤認知症リスクの保有者

認知症のリスク保有者の割合は、調査回答者の32%でした。年齢別にみると、75歳の後期高齢者となるのを境にリスク保有者の割合が増加しています。



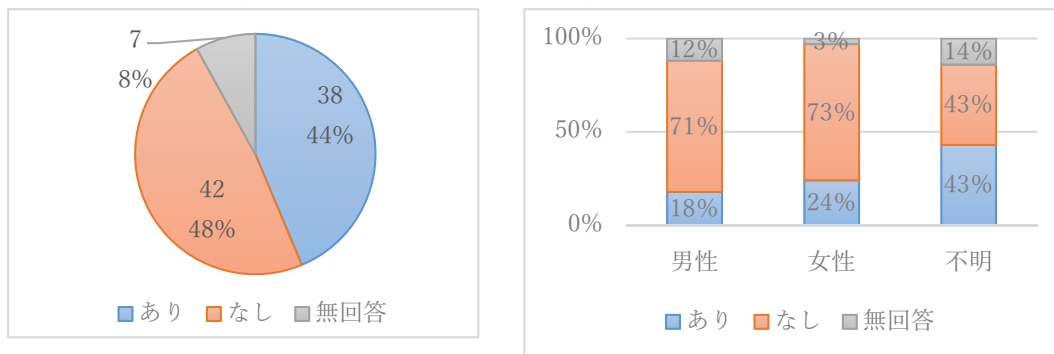
⑥手段的自立度(IADL)低下者

手段的自立度低下者は全体の29%でした。男女別では、男性が47%、女性が25%となっており、男性が女性の約2倍という結果でした。



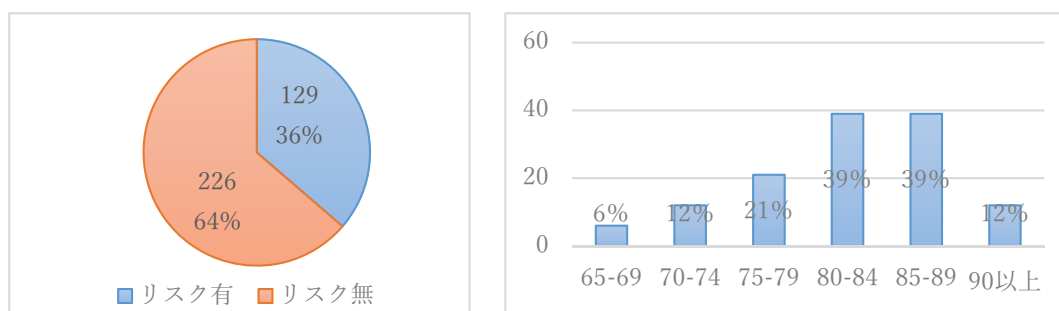
⑦社会的役割低下者

社会的役割低下者は、全体の44%で約半数という結果となりました。また、男女別では男性が18%、女性が24%となっており、男女差はあまりありませんでした。



⑧うつ傾向の高齢者

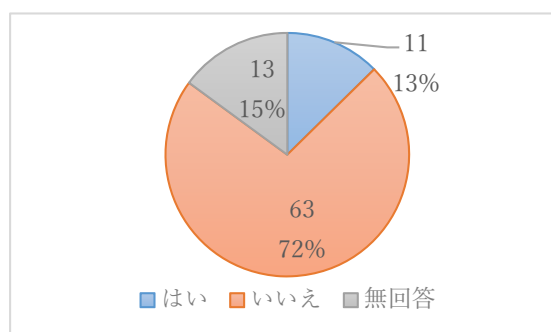
うつ傾向にある高齢者の割合は、調査回答者の36%であり、年齢が上がるにつれてリスク保有者は徐々に増加し、80～90歳でピークとなっています。



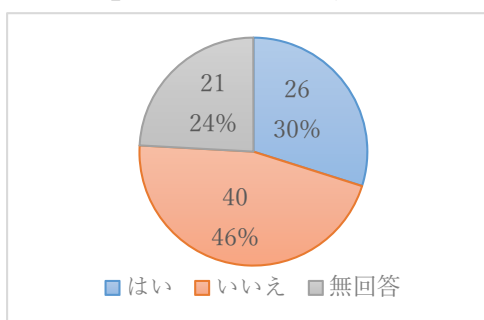
(2)認知症について (高齢者実態調査)

①認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいますか

「はい」と答えた人は、全体の13%にとどまりました。



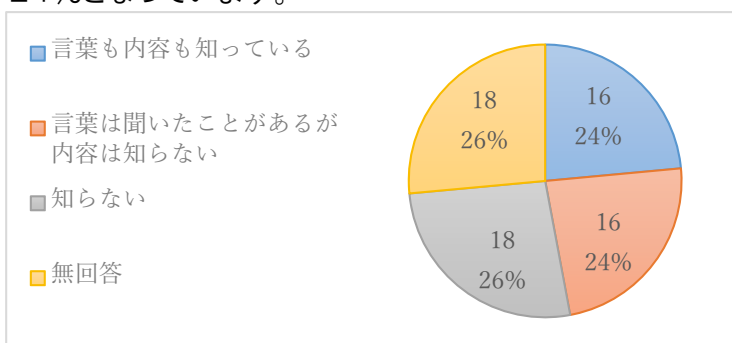
- ②認知症に関する相談窓口を知っていますか
「はい」と答えた割合は、30%にとどまりました。



(3)地域包括ケアシステムについて (高齢者実態調査)

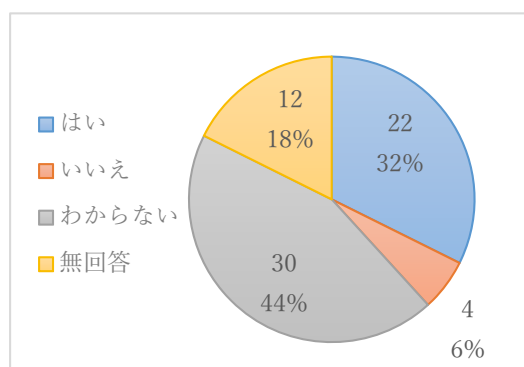
- ①地域包括ケアシステムをご存知ですか

「言葉も内容も知っている」及び「言葉だけ聞いたことがある」と回答した割合は、ともに24%となっています。



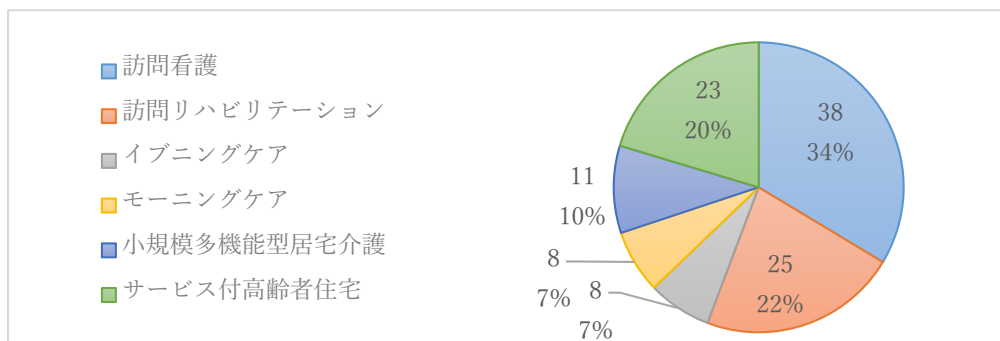
- ②お住いの地域で地域包括ケアシステムができていると思いますか

「はい」と答えた割合は、32%にとどまっています。「いいえ」も4%しかなく、「わからない」「無回答」が多いという結果でした。



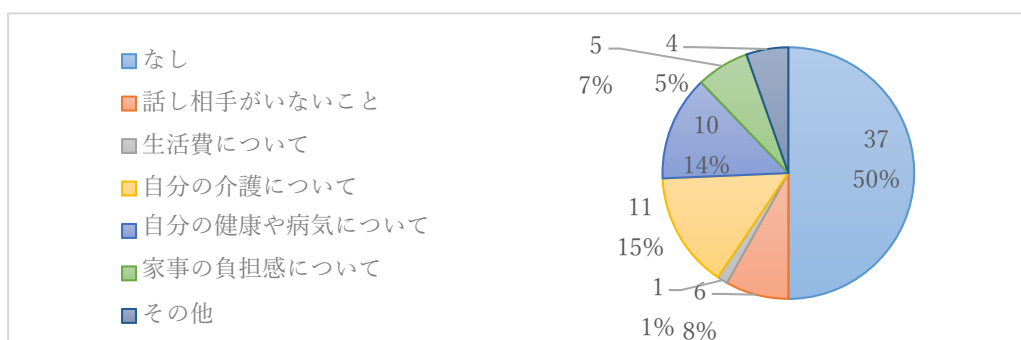
③現在小値賀町にないが、今後の小値賀町にあると良いと思うサービス

一番多かった答えは「訪問看護」で、次いで「訪問リハビリテーション」、「サービス付き高齢者住宅」となっています。



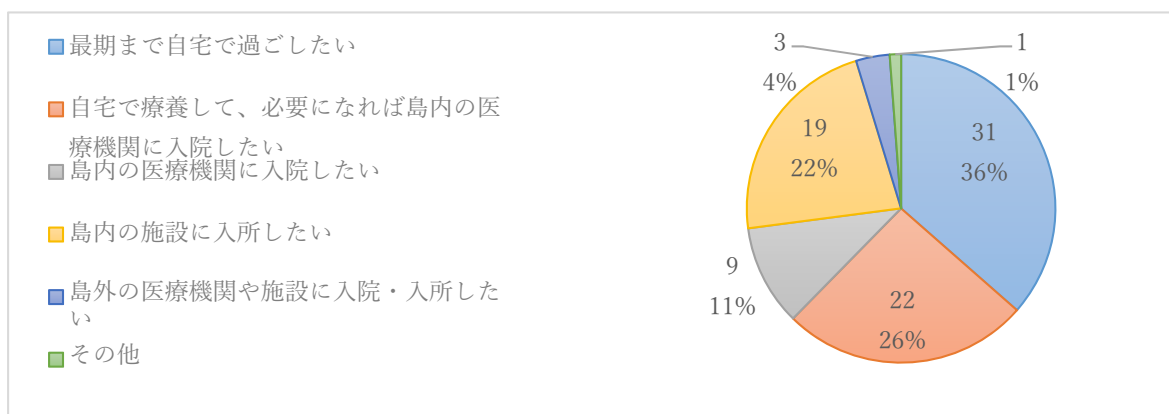
④現在困っている事

半数が「なし」と回答しています。「自分の介護について」、「自分の健康や病気について」と続いており、「話し相手がない」の回答もみられました。



⑤最期を迎える場所について

最期をどこで迎えたいかという質問に対し、アンケート回答者の9割以上が島内で過ごしたいと答えており、中でも「最後まで自宅で過ごしたい」と「自宅で療養し、必要になれば島内の医療機関にかかる」と答えた方が半数以上という結果でした。



○調査結果の分析

(1)健康リスクについて

健康のリスクについては、ほとんどの項目において、年齢とともに徐々に増加し、80歳代にピークがきています。

しかし、口腔機能に関しては、他の健康リスクに比べてピークが早くきており、早い段階でのケアが求められます。また、健康のリスクのなかでは、特に運動、口腔、認知、うつ

のリスクを有する高齢者の率が高くなっています。

今後、健康寿命を延ばしていくためには、健康リスクのピークを迎える80歳代になる前、60～70歳代頃から予防行動をとっていくことが重要と考えられます。

特に口腔や認知症、うつに関しては正しい情報の周知が重要となっており、社会的に役割が感じられなくなることで、うつの状況に陥るリスクもあることから、元気で活動的に年を取っていくためには、いくつになっても自分の役割・生きがいをもてる場所が必要となっています。

(2)認知症について

相談窓口に対する認知度が低く、認知症施策全体に対する広報・啓発が必要となっています。

(3)地域包括ケアシステムについて

知っているかどうかの問いについては、「知らない」と「無回答」が半数を超えており、町民に対しての広報・啓発が今後も必要となっています。

小値賀町に必要なと思うサービスについては、訪問看護・通所リハビリテーションなど、健康に対するサービスが最も多くなっています。

最期を迎える場所の希望については、島内で迎えたいとの回答が9割を超えており、可能な限り住み慣れた場所で過ごすための地域包括ケアシステムの充実が必要とされていることがわかります。

3 介護保険給付費の状況

(1) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は、平成25年度をピークにゆるやかな減少傾向となっています。高齢者数も減少しており、今後もゆるやかに減少していくと予測しています。

図5: 要支援・要介護認定者数の実績

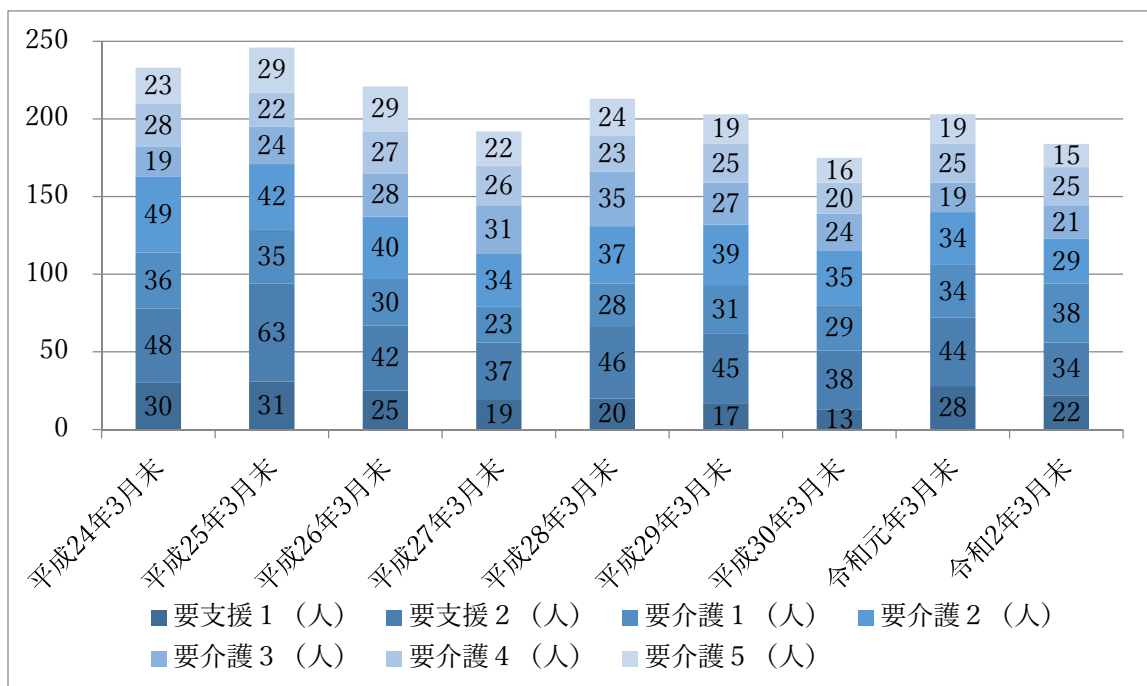


図6: 要支援・要介護認定者数の実績(軽度・中度・重度)

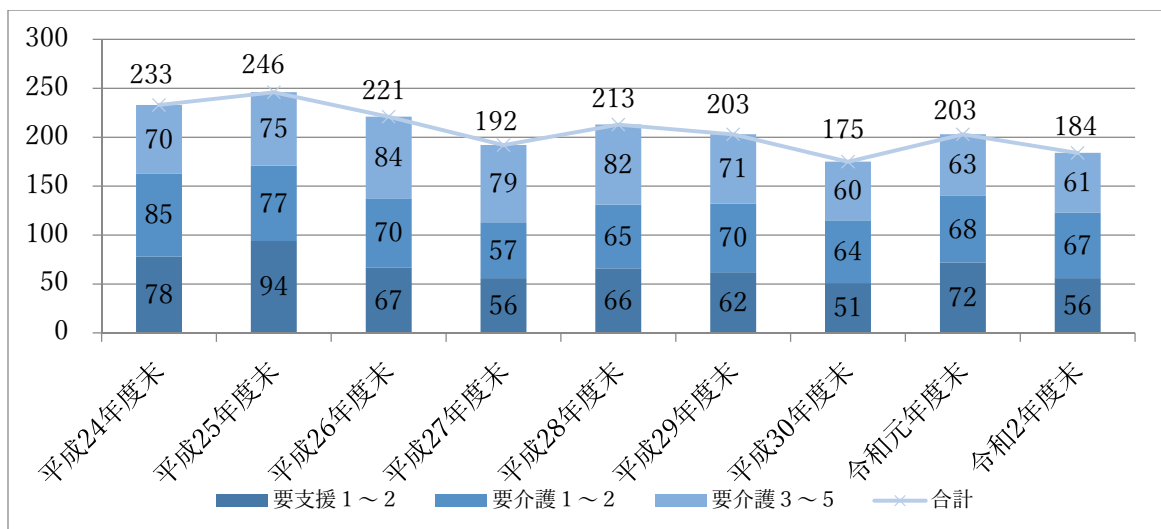
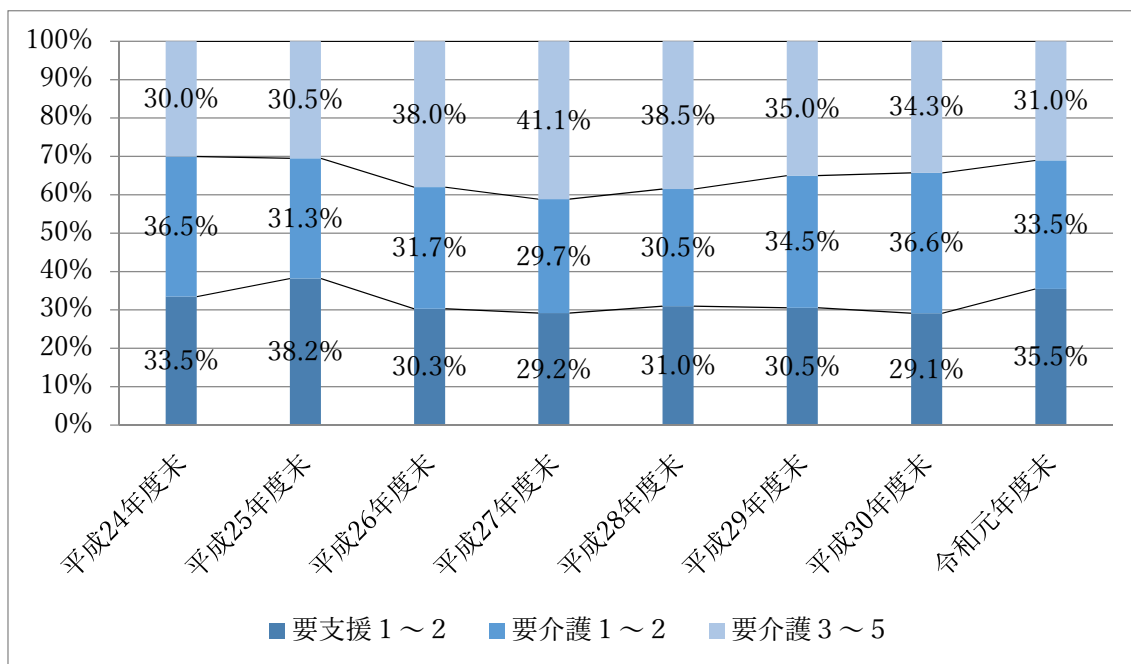


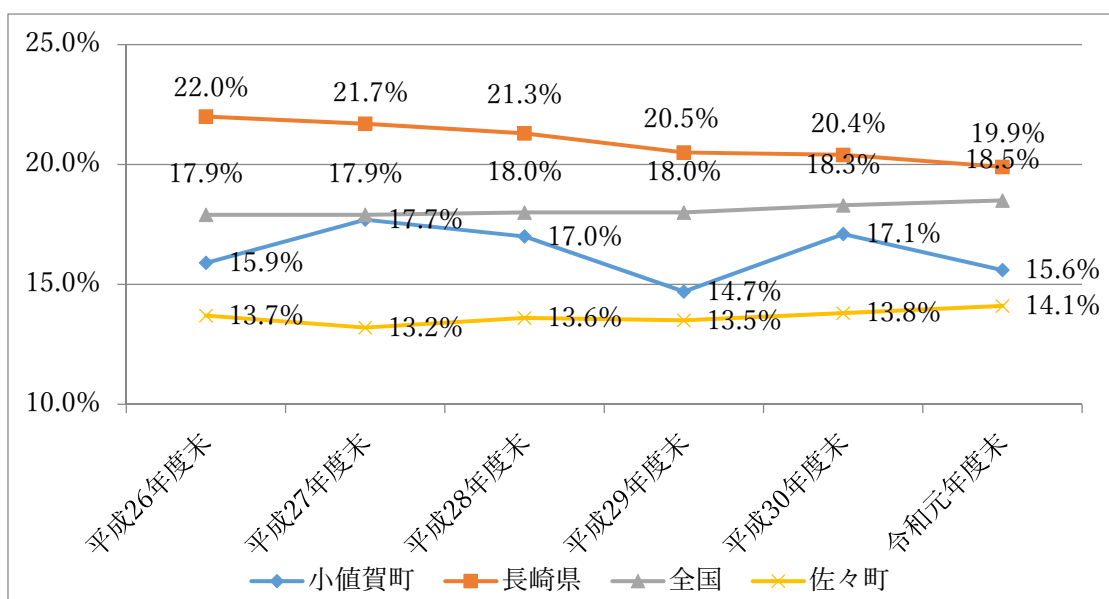
図7: 要支援・要介護認定者の実績(率)



(2) 県平均、国平均との比較

長崎県の認定率は全国平均と比べると高いですが、本町は、全国平均より低い率を維持しており、県内市町のなかでも、佐々町に続いて2番目に低い認定率を維持しています。

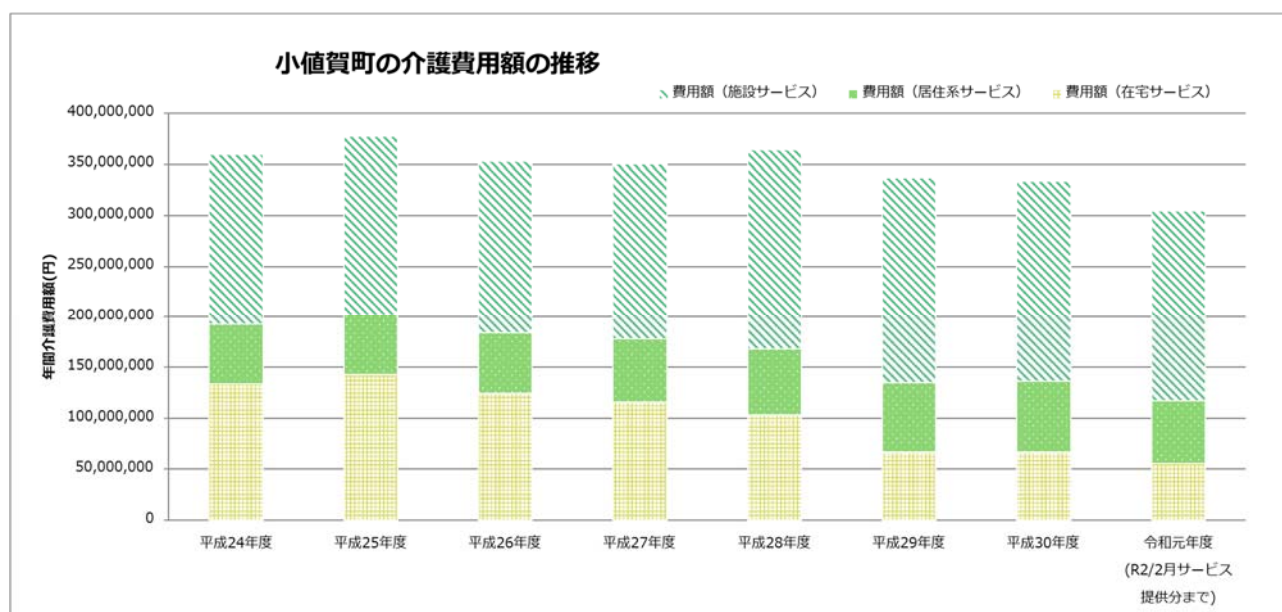
図8: 認定率の比較(小値賀町、県平均、全国平均、佐々町)



(3) 給付実績

給付費については、要介護認定者数と同様に、平成25年度をピークに年々減少傾向です。平成28年度から平成29年度にかけて特別養護老人ホームの増床を実施したこともあり、施設サービス費が伸び、在宅サービスが減少しています。

図9: 介護費用額の推移(各年度3月末現在)



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (R2/2月サービス)
費用額計 (円)	359,963,486	377,523,729	352,828,366	350,577,964	364,530,697	337,275,291	333,610,318	304,821,561
費用額 (在宅サービス) (円)	133,642,319	142,686,183	124,701,373	115,822,310	103,026,397	66,638,794	66,938,246	55,491,792
費用額 (居住系サービス) (円)	59,256,993	59,289,776	59,699,595	62,571,038	65,232,235	68,687,260	69,120,657	61,346,856
費用額 (施設サービス) (円)	167,064,174	175,547,770	168,427,398	172,184,616	196,272,065	201,949,237	197,551,415	187,982,913

(出典) 【費用額】平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、令和元年度：「介護保険事業状況報告(月報)」の12か月累計

4 第7期計画での計画値と実績値

第7期までは、サービスごとに異なる単位で記載していましたが、第8期計画では、表記を年間での利用者数に統一しています。

○施設サービス

※数値は年間利用者数

		平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		利用	計画対比	利用	計画対比	利用	計画対比
介護老人福祉施設	計画	768人	100.5%	780人	95.0%	780人	-
	実績	772人		741人		-人	
地域密着介護老人福祉施設	計画	0人	-	0人	-	0人	-
	実績	0人		0人		-人	
介護老人保健施設	計画	72人	34.7%	72人	20.8%	72人	-
	実績	25人		15人		-人	
介護医療院	計画	0人	-	0人	↑	0人	-
	実績	0人		3人		-人	
介護療養型医療施設	計画	0人	-	0人	-	0人	-
	実績	0人		0人		-人	

町内にある施設は介護老人福祉施設のみで、おおよそ計画通りの実績となっています。他の施設については、町外の施設となっており、計画ほど利用がありませんでした。

○居住系サービス

※数値は年間利用者数

		平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		利用	計画対比	利用	計画対比	利用	計画対比
特定施設入居者生活介護	計画	60人	101.7%	60人	91.7%	60人	-
	実績	61人		55人		-人	
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画	0人	-	0人	-	0人	-
	実績	0人		0人		-人	
認知症対応型共同生活介護	計画	216人	92.6%	216人	88.9%	216人	-
	実績	200人		192人		-人	

おおむね計画通りの実績となっています。

○在宅サービス

※数値は年間利用者数

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		利用	計画対比	利用	計画対比	利用	計画対比
訪問介護	計画	60人	118.3%	48人	102.1%	48人	-
	実績	71人		49人		-人	
訪問入浴介護	計画	0人	-	0人	-	0人	-
	実績	0人		0人		-人	
訪問看護	計画	0人	-	0人	-	0人	-
	実績	0人		0人		-人	
訪問リハビリテーション	計画	0人	-	0人	-	0人	-
	実績	0人		0人		-人	
居宅療養管理指導	計画	36人	180.6%	36人	138.9%	36人	-
	実績	65人		50人		-人	
通所介護	計画	312人	88.5%	312人	92.9%	312人	-
	実績	276人		290人		-人	
通所リハビリテーション	計画	0人	↑	0人	-	0人	-
	実績	10人		0人		-人	
短期入所生活介護	計画	192人	117.7%	216人	81.9%	216人	-
	実績	226人		177人		-人	
短期入所療養介護(老健)	計画	0人	-	0人	-	0人	-
	実績	0人		0人		-人	
短期入所療養介護(病院等)	計画	0人	-	0人	-	0人	-
	実績	0人		0人		-人	
福祉用具貸与	計画	192人	80.2%	204人	61.8%	204人	-
	実績	154人		126人		-人	
特定福祉用具購入	計画	12人	83.3%	12人	66.7%	12人	-
	実績	10人		8人		-人	
住宅改修	計画	24人	54.2%	24人	45.8%	24人	-
	実績	13人		11人		-人	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画	0人	-	0人	-	0人	-
	実績	0人		0人		-人	
夜間対応型訪問看護	計画	0人	-	0人	-	0人	-
	実績	0人		0人		-人	

第2章 計画に関する基本的事項

認知症対応型通所介護	計画	0人		0人		0人	
	実績	0人	—	0人	—	—人	—
小規模多機能型居宅介護	計画	0人		0人		0人	
	実績	12人	↑	9人	↑	—人	—
看護小規模多機能型居宅介護	計画	0人		0人		0人	
	実績	0人	—	0人	—	—人	—
居宅介護支援	計画	816人		816人		816人	
	実績	455人	55.8%	401人	49.1%	—人	—

通所介護と福祉用具貸与について、計画より実績が少なくなっており、居宅介護支援(サービス計画作成)について、計画に比べて実績が大きく減少しています。

○その他の介護保険給付費

※数値は年間利用者数

		平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		利用	計画対比	利用	計画対比	利用	計画対比
高額介護サービス給付費等	計画	9,900,000円	100.7%	9,900,000円	87.1%	9,900,000円	—%
	実績	9,967,124円		8,618,196円		—円	
特定入所者介護サービス費等	計画	36,000,000円	90.3%	36,000,000円	87.6%	36,000,000円	—%
	実績	32,535,810円		31,534,081円		—円	

高額介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費等ともに、令和元年度の実績が平成30年度に比べて減少しています

○地域支援事業(介護予防・生活支援サービス事業)

※数値は年間利用者実人数

		平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		利用	計画対比	利用	計画対比	利用	計画対比
訪問型サービス	計画	1,872人	176.3%	1,872人	80.8%	1,872人	—%
	実績	3,300人		1,512人		—人	
通所型サービス	計画	3,024人	113.1%	3,024人	113.5%	3,024人	—%
	実績	3,420人		3,432人		—人	

訪問型サービスについては、令和元年度に実績が半減しています。通所型サービスについては、変動ありません。

第3章 地域包括ケアシステムの推進

第1節 地域包括ケアシステムの方向性

地域包括ケアシステムとは、高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

第7期計画期間においても、認知症サポート医の確保や生活支援コーディネーターの配置、地域ケア会議の定期的な開催による多職種ネットワークの強化、認知症初期集中支援チームの設置等、本町の地域包括ケアシステムの構築・深化をすすめてきました。

今後は、高齢者だけでなく、精神障害やその他の福祉課題にも対応した地域包括ケアシステムを構築することにより、地域共生社会の実現に向けた体制を整えていきます。

また、地域の生活課題である総合相談に多職種と連携して対応を積み重ねることで、地域づくり、社会資源開発、施策の提案へとつなげていきます。

また、本計画より、地域包括ケアシステムについて、より町民の身近な仕組みと感じてもらい、広報・啓発の際に浸透しやすくするために、小値賀町地域包括ケアシステムの名称を

「おぢか見守りネット」としています。

第2節 介護予防・健康づくり・社会参加づくりの推進

1 介護予防と健康づくりの推進

高齢者が要介護状態になるのを防ぎ、健康で生きがいのある生活を送ることができるようにするため、各種事業を実施します。

(1) 生きがい教室

○ 生きがいデイサービス

在宅の高齢者に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、これらの者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とします。

【現在の実施状況と今後の方針】

委託により小値賀町社会福祉協議会が実施しており、町内の5か所（地域福祉センター、大島和楽苑、前方ふれあい館、納島地区、班地区）で、レクリエーションや体操を行っています。今後は、利用者の方や町民の意見をもとに小値賀町社会福祉協議会と連携し、事業の活性化を図るとともに、通いの場と並行して効率的に事業を実施できるよう検討を行います。

【計画期間における事業の実施について】

事業の受託先である社会福祉協議会と協議を行い、現在実施していない柳地区・浜津地区での実施検討をしていきます。

	第7期計画実績値(R2 は見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用延人数	814人	1,048人	850人

○ 通いの場

健康づくりの為に運動教室の開催や、交流の場の提供等、地域における自主的な介護予防の取り組みが広がるよう普及・啓発・支援等を行います。

【現在の実施状況と今後の方針】

スクエアステップや百歳体操を中心に、町内7カ所で通いの場が立ち上がっており、自主的な体力づくりが進められています。今後も地域住民や各団体と連携を図り、通いの場についての普及啓発活動を行います。

また、リーダーや指導をしてくれる人材がいないと、継続が難しくなることが予想されるため、継続して通いの場が実施できるように、令和4年度より介護予防ボランティアの育成を行います。

将来的には、通いの場について、全て住民主体で継続して実施することができる体制

を整備し、通いの場から住民相互の見守りや助け合い活動につなげていきます。

【計画期間における事業の目標】

介護予防ボランティアの育成により、高齢者人口の約10%が通いの場で活動することを目標として、通いの場を増やしていきます。(1か所あたり10~12名を想定)

	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場の 実施数	6か所	6か所	7か所	8か所	9か所	10か所

(2)介護予防教室

介護予防対象者の中で、入院による身体能力の低下や、疾患等の原因により、リハビリが必要な方を対象として、専門職による指導のもと、日常生活動作の自立へ向けた指導を行います。事業に参加できる期間を6カ月までとし、期間終了後は自分で介護予防の運動ができるようになるよう支援を行います。

【現在の実施状況と今後の方針】

令和元年度から、週に1回、介護予防センターで実施しています。事業への参加が終了した後に、自身での運動をどのように継続してもらえるかが課題となっているため、通いの場等で自主的に運動が継続できるよう、運動の指導と環境の整備をしていきます。

【計画期間における事業の目標】

事業への参加を終了した後も運動を継続できるよう指導しながら、介護予防運動の場である通いの場等の充実を図り、事業を実施します。

	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教室への 参加人数		4人	14人	10人	10人	10人

(3)出前講座

介護予防や在宅介護に関する基本的な知識を普及するために、要望があった町内会等の集まりなどに出向き、介護予防出前講座を開催します。

【現在の実施状況と今後の方針】

令和3年度より、地域包括支援センターが、運動・口腔・認知症・栄養・在宅介護の講座を中心として、各専門職と連携して実施します。

【計画期間における事業の目標】

地区の老人クラブや通いの場等に対しての実施を想定しており、各年度6回の実施を目標とします。

	第8期計画目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出前講座 実施数	6回	6回	6回

(4)生活習慣の改善(健診)

高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り生涯にわたり心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことができるよう、自らの生活習慣を見直しながら、主体的に健康づくりに取り組むことを支援します。

生活習慣の改善を基本に健(検)診による早期発見と早期治療による重症化の予防や健康づくりなどを推進しながら、地域とともに健康づくりに取り組んでいくため、人々が持つ信頼関係や人間関係(社会的ネットワーク)の向上を図ります。

【現在の実施状況と今後の方針】

高齢者の健康寿命の延伸のため、生活習慣病の発症予防ならびに重症化の予防に努めます。生活習慣病予防や健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図る「健康教育」や、健康に関する必要な指導や助言を行うことにより、高齢者の健康づくりを支援する取り組みを充実させ、各種健診の受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療につなげていきます。

【計画期間における事業の目標】

	第7期計画実績値(R2は見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者の健診受診率 (後期高齢者分)	25%	25%	25%

(5)ケアマネジメント

要介護認定で要支援1・2の認定を受けた高齢者及び総合事業対象者に対して、ケアプランを作成し、できるだけ自立した生活を送ることができるように支援します。

【現在の実施状況と今後の方針】

利用者からの相談に対して適切なサービスを結び付けることができるよう、各関係機関、専門職と連携して支援をしていきます。今後は定期的にケアプランの見直しを行うことで、利用者がより自立した生活を送ることができるよう努めます。

2 高齢者の社会参加づくりの推進について

高齢者が生きがいを感じながらいきいきと活動・活躍できるように、多様な活動ニーズに対応することで、社会参加を推進していきます。

(1)老人クラブ活動の支援

老人クラブは、地域を基盤に形成された組織であり、活動を通じて、仲間づくり、健康づくり、文化・スポーツ活動、さらには各地区での社会福祉のボランティア活動など、様々な活動を展開しています。

老人クラブが行う各種活動は、健康づくりや介護予防、地域における交流の促進や生きがいづくり支援などに大きく寄与することから、老人クラブの研修において出前講座を実施するなど、その活動に対して支援を行います。

(2)小値賀町生き生き敬老パス

75歳以上の高齢者を対象に、町内の交通機関(小値賀交通バス・町営船)の利用が無料となるパスを発行しており、高齢者が気軽に安全に外出できるよう支援を行います。

(3)生涯学習の推進

高齢者の生きがいづくりや地域との交流を深める場所として機能することを目的として、教育委員会による「熟年大学」が実施されています。講座や他年代との交流を目的としたグラウンドゴルフ大会、健康教室などを実施しています。

第3節 認知症施策の推進

1. 認知症施策推進大綱について

今後、増加が予想される認知症高齢者に適切に対応するために、令和元年6月に、認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられたもので、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、『共生』と『予防』を車の両輪として施策を推進」することを基本的な考え方としています。各自治体は、

- 普及啓発・本人発信支援
- 予防
- 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

の項目ごとに、認知症の方を社会全体で支えるための施策を展開していくこととなります。

【認知症対策関連の事業内容】

(1) 認知症サポーターの養成

認知症サポーター養成講座を開催し、町民が認知症の見守りの仕方を学び、地域で認知症の方や認知症のいる家族を支えることができる仕組みを構築します。

認知症はできるだけ早い段階から理解を深めることが重要であることから、教育委員会や小中学校、高校と連携しながら、若い世代に対しての認知症サポーター養成講座を実施できるよう検討します。

また、認知症サポーター養成講座を受講した方たちと協力し(チーム・オレンジ)、地域で認知症の人や家族を見守り、支える取り組みを推進します。

(2) 認知症患者及びその家族への支援

専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置しており、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、初期の支援を集中的に行い、医療や介護に適切につなげる等、自立生活の支援を行います。

また、認知症地域支援推進員による対応や、認知症ケアパスの啓発を推進し、認知症の早期発見や病状の進行に合わせて必要な医療・介護サービスの啓発をしながら、定期的にケアパスの更新を行い、随時新しい情報を提供できるようにしていきます。

(3) 認知症についての啓発・相談窓口の周知

認知症への正しい理解を普及させることで、認知症患者を取り巻く環境の改善や、若年性認知症の早期診断・早期発見につなげていきます。又、そこからでた認知症本人の意見を把握し、当事者の視点での取り組みが行えるよう、施策の検討を行います。認知症の相談窓口に関する認知度が低いことから、窓口の周知を徹底し、認知症本人やその家族が相談しやすい環境づくりを推進します。

(4) 認知症カフェ

町内1か所で開催しており、認知症当事者や家族の居場所や地域住民への認知症に関する普及啓発の場などになっています。関係機関と協力し、認知症の人やその家族が地域の人や専門職と相互に情報を共有できるよう支援を行います。

第4節 生活支援サービス等の充実

1 在宅高齢者を支援する福祉サービスの推進

(1) 介護手当の支給

在宅で寝たきりの要介護者(要介護4, 5の認定者)を介護している家族の負担軽減を図るために、手当を要介護者1人につき月5,000円を支給します。(年3回)

【現在の実施状況と今後の方針】

高齢者が要介護4, 5と認定された際に、家族が円滑にサービスを利用できるよう、周知・広報を行います。

令和2年の途中から、要介護4・5と認定された要介護者について、在宅で介護をする家族が増加しており、第8期計画期間では利用人数が増加すると見込んでいます。

	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護手当の支給件数	19件	14件	18件	50件	50件	50件

(2) 介護用品の支給

身体機能の低下や障害により、日常生活に紙おむつが必要な在宅の要介護状態の高齢者や、その家族に紙おむつの引換券を支給することにより、精神的・経済的な負担の軽減をはかります。

【現在の実施状況と今後の方針】

利用者は年々増加傾向です。今後も、紙おむつが必要となった際に、円滑にサービスを利用できるよう、周知・広報を行います。

	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護用品の支給件数	237件	239件	290件	300件	300件	300件

(3) 配食サービス

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、栄養の改善が必要な高齢者に対する配食サービスを行います。月・水・木・土の週に4回実施しています。

【現在の実施状況と今後の方針】

令和2年度に入り、配食サービスの利用人数が大きく増加しています。

今後も利用者のニーズを把握し、ニーズがあれば、実施日の増加に向けて検討を行います。

	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配食サービスの利用数	582人 6,392食	567人 6,015食	640人 7,100食	720人 7,660食	720人 7,660食	720人 7,660食

2 地域の資源を生かした多様なサービスの充実

○生活支援サービスについて

ちょっとした困りごとなどへの支援を必要とする人に対して、家事などのサービスを提供することにより、安心して現在の生活を続けていけるよう、地域の関係者と連携を取りながら、生活支援を行います。

【現在の実施状況と今後の方針】

令和3年4月より、65歳以上の方を対象に、社会福祉協議会による生活支援サービス「おぢかライフサポートクラブ」を正式に開始します。利用者とサポーターお互いが気持ちよく助け、助けられるために、有償ボランティアとして運用します。

生活支援サービスが住民へ浸透するよう、住民への啓蒙、啓発活動として、おぢか新聞などの広報誌の利用、老人会、町内会などへ出向いての小規模な説明会を実施していきます。今後は、より利用しやすい制度とするために、利用者の意見等をもとに社会福祉協議会と地域包括支援センターが連携し、新たな企画立案をしていくことで事業の活性化を図ることとしています。

	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援サポーターの登録人数			18人	25人	35人	45人

3 在宅医療・介護連携の推進

○在宅医療・介護連携について

在宅医療・介護連携を進める為、より一層小値賀町国民健康保険診療所との連携を深め、安心して在宅生活に戻れるよう支援します。

【現在の実施状況と今後の方針】

診療所との入退院時の連携は、連携シートの活用や連絡体制の構築などにより、スムーズに在宅への生活へと移行できるケースが増えています。今後は入退院時の連携をより深めていくために、必要な方には退院前カンファレンスや、退院前の自宅訪問などを行い、安心して在宅に戻れるよう支援を行います。

また、社会資源や人材が少ない本町では、自分の家で最期を迎えることが難しいのが現状です。アンケートにもあったように自分の家で最期を迎えたい方に対して、どのような支援が実施できるのかを検討していきます。

	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連携シートの活用件数		20件	25件	25件	25件	25件

4 地域包括ケア会議の推進

誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することが出来るよう支援することを目標に、個々の状況や変化に応じて、保健・医療・福祉・介護サービスをはじめとする多様な支援を継続的かつ包括的に提供する地域ケアの総合調整等を行うため、地域包括ケア会議を開催しています。会議の中で多職種による意見を出し合うことにより、地域課題を発見していく役割も担っています。

【現在の実施状況と今後の方針】

現在実施している中で、職種間の連携がとれる、専門職の意見が聞けるといった利点もある一方、社会資源に限りがあるため、自立支援の限度があることや、新たな地域課題が見つかりにくい実状がある。

参加機関からは、より介護や医療などの関係機関が意見を出し合える場所を求める意見があがっており、今後は、健診・介護予防重症化予防などの一次・二次・三次予防の関係部署間で定例会を実施し、健康課題の把握・分析を行い、効率的な健康づくりの推進を図ります。

また、介護分野にとどまらず、障害等の他の保健福祉分野にも適用したケア会議を開催し、多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び

関係機関との連携等により、解決を図っていきます。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケア会議 の開催	1回	0回	1回	1回	1回	1回
ケア検討 部会の開催	0回	9回	4回	10回	10回	10回
入所判定 部会の開催	6回	4回	3回	3回	3回	3回
権利擁護 部会の開催	0回	0回	0回	1回	1回	1回

5 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」(介護保険法第115条の45)であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるようにするため、包括的・継続的に支援を行う「地域包括ケア」を構築・推進するための中心的な役割を担っており、当町は直営で運営しています。

地域包括支援センターを安定的に運営し、その機能を強化することで地域包括ケアの推進を進めるとともに住民の福祉の向上へとつなげていきます。

(1) 職員の確保

地域包括支援センターの人員基準では、「保健師その他これに準ずる者」、「社会福祉士その他これに準ずる者」、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」のうち2名を配置する必要がありますが、当町は専門職が不足しているため、保健師に準ずる者として看護師を、社会福祉士に準ずる者として社会福祉主事を、主任介護支援専門員に準ずる者として介護支援専門員のうちから2名を配置基準としています。できる限り上位の専門職を確保することで、質の高い事業運営を目指していきます。

(2) 関係機関との連携の強化

地域包括支援センターの実施する事業において、町内の医療・保健・介護・福祉に関わるあらゆる多職種と連携を深め、地域福祉活動のリーダーとしての役割を担っている民生児童委員、社会福祉協議会などとの連携による住民相互の支援を行うことで、地域包括ケアシステムの推進をすすめていきます。

(3)地域包括支援センターの事業に関する周知

住民向けに実施する事業については、広報誌や地区回覧を利用し、随時、住民に案内をしてきます。また、アンケートの中で、高齢者の利用できる福祉サービスがわかりづらいとの指摘があったため、令和3年度に、介護保険サービス・高齢者福祉サービスについてパンフレットを作成し、配布する予定としています。

6 住まい・施設の基本整備

本町は、古い民家が多い上に、家の中に段差がある家屋が多いため、自宅で転倒し、骨折等で要介護状態になってしまう高齢者が少なくありません。

介護保険の認定を受けずとも、住宅改修の費用に補助をする制度(小値賀町介護予防安心住まい推進事業)を実施し、手すりの設置など、高齢者が安心して暮らすための制度を実施しています。また、在宅での生活に不安がある高齢者は、生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター「たんぼぼ荘」・20室)に入所することができます。

在宅での生活が難しくなりながらも、町内の施設に入ることができない高齢者について、現在の本町では、生活する場所の確保に苦慮しているため、サービス付き高齢者向け住宅等のサービスについて、検討を行います。

第5節 高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法では、養護者や介護施設従事者からの虐待について、身体的虐待や心理的虐待等を定義づけ、市町村に対し、地域支援事業の一つとして、高齢者虐待の防止及び早期発見のための事業を実施するよう義務付けられています。

【現在の実施状況と今後の方針】

高齢者の養護者である家族や介護施設の職員に対して、虐待に関する知識の普及に努めます。高齢者虐待を周囲が察知し、いち早く把握できるように、ケアマネジャーや事業所、地域住民や関係各機関と連携し、必要な場合は老人福祉施設などの施設への措置入所などの対応を行います。また、虐待が疑われるケースについては、複数の機関が連携し、見守りを行います。

第6節 権利擁護の充実

高齢者の権利擁護については、虐待や身体拘束の禁止、適切な財産管理、消費者被害等、多種多様な対応が必要となっており、行政だけでなく、地域ぐるみで推進していく必要があります。行政や民生児童委員、介護支援専門員、地域住民等が情報交換・

共有を行うなど、高齢者が安心・安全に生活できるよう努めます。

【現在の実施状況と今後の方針】

本町では、小値賀町社会福祉協議会において日常生活自立支援事業を実施し、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者について金銭管理を行っています。

また、小値賀町福祉事務所において成年後見制度利用についての相談等を行っており、その中で身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者等、親族による申立てが見込めない人が、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分となった場合、関係機関と協議し町長申立てを行うこととしていますが、利用・相談がないのが現状です。

今後も、地域包括ケア会議等の既存の仕組みを利用し、関係各機関の連携を深めながら、切れ目のない権利擁護の実施ができるように努めるとともに、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等の増加に伴い、制度を必要とする高齢者について増加が見込まれるため、パンフレットの配布やポスターの掲示等で、制度についての普及・啓発活動を行います。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数 (実件数)	0件	0件	0件	1件	1件	1件
普及・啓発 活動	1件	1件	1件	2件	2件	2件

【成年後見制度利用促進基本計画について】

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが規定されています。これを踏まえ、本町においては、本項目を成年後見制度の利用促進に係る基本計画として位置づけることとします。

第4章 サービス提供体制の確保及び事業実施

第1節 介護保険サービス等の充実

1 介護保険サービスの充実

(1)介護保険サービス量の確保

人口減少による介護サービスの利用者減少が進んでおり、介護サービスによっては、事業所にとって利益とならない部分もでてきていますが、本町で現在利用可能なサービスを、これからも町民が安心して利用することができるよう、サービス体制を確保します。

(2)ニーズの把握とサービス基盤の整備

今後もニーズ調査や各種会議を通じて、町民の介護サービスに対するニーズを把握していきます。新たな介護サービスについても、ニーズ調査の結果次第で事業所と協議を行うなど、実現に向けて検討することとします。

2 介護人材の確保・育成及びその支援について

(1)介護人材の確保

町内の介護事業所について、どの事業所も介護人材の不足に直面しています。今後も介護サービスの提供を続けるためには、介護人材の確保が喫緊の課題となっており、支援を行っていく必要があります。介護職の確保にむけた広報・啓発を実施するとともに、移住担当課と連携して、U・ターン者への介護職の斡旋の実施をすることで、事業所の人材確保に対する支援を行います。

第2節 介護サービスの円滑な利用に向けて

1 要介護認定申請から決定までの期間の短縮

本町は専門職の不足等を原因として、独自での介護認定審査会を持たず、佐世保市と共同で認定審査会を設置しています。

迅速な認定区分の決定ができるように、佐世保市との連携の強化や、担当職員に対する研修の実施、認定調査員の確保等、被保険者の申請から認定区分の決定までの期間の短縮に努めます。

2 介護サービス情報の提供

住民に対して、高齢者向けサービス及び介護サービスについて周知を行い、サービスを必要とする高齢者が円滑にサービス利用できるよう努めます。令和3年度には、地域包括支援センターが各種サービスのパンフレットを町内の全世帯に配布する予定です。

第3節 災害・感染症対策の推進

近年、大規模な地震や自然災害による被害が全国で多発しており、本町においても、大型の台風や記録的な大雨による被害が発生しているところです。

現在、災害時に必要性が認められた場合に、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮が必要な方を対象に開設する福祉避難所について、小値賀町社会福祉協議会及び特別養護老人ホーム養寿園と協定を締結しています。

また、感染症対策については、各事業所で大規模な感染が発生した場合に、代替サービス等の確保が難しいため、感染を防ぐための平時からの事前準備が重要となります。県や保健所、医療機関と連携した情報提供や支援体制の整備を進めていきます。

第5章 第1号被保険者の保険料について

第1節 各年度におけるサービス量の見込み

1 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

本計画のサービス見込み量及び介護保険料の算出に当たっては、厚生労働省より提供されている「見える化」システムを用いています。

(1) 介護給付費(要介護1～5の方が利用)

○居宅サービス

在宅で利用できる介護保険サービスです。

・訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、身体介護(食事や排泄の介助、通院の介助など)や生活援助(掃除、洗濯、買い物など)を行うサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	60人	51人	48人	48人	48人	48人
給付額 (年間)	3,081千円	2,909千円	1,563千円	1,461千円	1,461千円	1,461千円

第7期計画期間において給付費が減少し続けており、第8期計画期間では、第7期計画期間より減少すると見込んでいます。

・訪問入浴介護

介護職員が利用者の自宅を訪れ、簡易浴槽等を使って利用者の入浴を行うサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町にサービスを提供する事業者がないため、利用はないと見込んでいます。

・訪問看護

看護師や保健師などが利用者の自宅を訪問し、医師の指示のもと療養上の世話や医療措置、診療の補助を行うサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町にサービスを提供する事業者がないため、利用はないと見込んでいますが、アンケート調査等でニーズもあり、今後の小値賀町の高齢者の生活を維持するためには重要なサービスであるため、今後の実施について、検討を行います。

・訪問リハビリテーション

理学療法士または作業療法士、言語聴覚士が利用者の自宅を訪問し、理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行うサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町にサービスを提供する事業者がないため、利用はないと見込んでいます。

・居宅療養管理指導

医師など医療従事者が自宅を訪問し、療養上の管理及び指導をするサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	48人	36人	12人	24人	24人	24人
給付額 (年間)	518千円	367千円	77千円	114千円	114千円	114千円

小値賀町ではサービスを提供している事業者がありませんが、町外在住者の利用があるため、第7期計画期間においてもある程度の利用を見込んでいます。

・通所介護（デイサービス）

日帰りで事業所に通所し、入浴、食事、機能訓練など様々なサービスが受けられます。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	276人	288人	348人	324人	324人	324人
給付額 (年間)	21,364千円	21,856千円	26,023千円	24,409千円	24,763千円	24,763千円

第8期計画期間中においても、第7期計画期間と同じ程度の利用を見込んでいます。

・通所リハビリテーション

医師の認めた要介護者について、通所により理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行うサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	11人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	497千円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町にサービスを提供する事業者がないため、利用はないと見込んでいます。

・短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに短期間入所し、入浴や排泄、食事などの世話や機能訓練などのサービスが受けられます。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	204人	144人	132人	168人	144人	144人
給付額 (年間)	21,860千円	14,287千円	16,997千円	17,224千円	14,531千円	14,531千円

第8期計画期間中においても、第7期計画期間と同じ程度の利用を見込んでいます。

・短期入所療養介護(老健)

要介護者が介護老人保健施設に短期間入所し、介護、機能訓練、医療、日常生活上のサービスなどを受けるサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町にサービスを提供する事業者がないため、利用はないと見込んでいます。

・短期入所療養介護(病院等)

要介護者が介護療養型医療施設に短期間入所し、介護、機能訓練、医療、日常生活上のサービスなどを受けるサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町にサービスを提供する事業者がないため、利用はないと見込んでいます。

・短期入所療養介護(介護医療院)

要介護者が介護医療院に短期間入所し、介護、機能訓練、医療、日常生活上のサービスなどを受けるサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町にサービスを提供する事業者がないため、利用はないと見込んでいます。

・福祉用具貸与

車イスや特殊ベッド、歩行器などの福祉用具について、一部の負担で借りることができます。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	124人	74人	84人	84人	84人	84人
給付額 (年間)	1,638千円	1,074千円	859千円	859千円	859千円	859千円

第7期計画期間については、令和2年度と同程度の利用を見込んでいます。

・特定福祉用具購入費

ポータブルトイレ等の特定福祉用具について、購入費が一部支給されます。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	5人	5人	4人	5人	5人	5人
給付額 (年間)	142千円	125千円	106千円	130千円	130千円	130千円

年度により給付額に差があるため、第8期計画期間については年5件程度を見込んでいます。

・住宅改修費

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費が一部支給されます。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	6人	10人	3人	5人	5人	5人
給付額 (年間)	732千円	744千円	364千円	500千円	500千円	500千円

年度により給付額に差があるため、第8期計画期間については年5件程度を見込んでいます。

・特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者住宅に入居している要介護者に対して提供される介護サービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	63人	53人	36人	36人	36人	36人
給付額 (年間)	11,922千円	10,416千円	6,426千円	6,426千円	6,426千円	6,426千円

小値賀町に該当する施設はありませんが、町外在住者での利用があるため、第8期計画期間では、年間36人の利用を見込んでいます。

○居宅介護支援

居宅介護支援事業所が、要介護と認定された方のケアプランを作成した際に支払われる報酬です。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	408人	372人	396人	396人	384人	348人
給付額 (年間)	6,315千円	5,365千円	5,606千円	5,606千円	5,310千円	4,817千円

第8期計画期間においては、第7期計画期間より利用が減っていくと見込んでいます。

○地域密着型サービス

高齢者が中度・重度の要介護者となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活ができるよう、提供されるサービスです。サービス事業者の指定は市町村が行い、原則その市町村の被保険者のみが利用できます。

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜中を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら定期巡回型の訪問を行うサービスで、要介護者が対象です。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している指定事業者がなく、第8期計画期間においても実施事業者の指定は行わない見込みです。

・夜間対応型訪問介護

要介護者を対象に、夜間の定期巡回サービス、オペレーションセンターの対応による必要時の訪問介護サービスなど、24時間体制で対応を行うサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している指定事業者がなく、第8期計画期間においても実施事業者の指定は行わない見込みです。

・認知症対応型通所介護

認知症高齢者が通所して、介護や機能訓練を受けるサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町では1つの施設がサービス提供しています。

・小規模多機能型居宅介護

在宅の要介護者を対象に、通所・訪問・宿泊などのサービスを、それぞれの利用者の状態や希望に応じて組み合わせて利用できるサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している指定事業者がなく、第8期計画期間においても実施事業者の指定は行わない見込みです。

・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症のある要介護者がそれぞれ個室に入居し、今まで暮らしてきたような生活を続けることを目標として共同生活を行うサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	207人	183人	204人	216人	216人	216人
給付額 (年間)	49,119千円	43,111千円	57,578千円	60,327千円	60,327千円	60,327千円

小値賀町では2つの施設がサービス提供しています。第8期計画期間においても第7期計画期間と同程度の利用を見込んでいます。

・地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設に要介護者が入居して日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
給付額 (年間)	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

小値賀町ではサービスを提供している指定事業者がなく、第8期計画期間においても実施事業者の指定は行わない見込みです。

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 名以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に要介護者が入所して日常生活上の世話や機能訓練、健康管理等を受けられるサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
給付額 (年間)	203 千円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

小値賀町では現在サービスを提供している指定事業者がなく、第8期計画期間においても実施事業者の指定は行わない見込みです。

・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

小規模多機能型居宅介護のサービスに訪問看護が組み合わさったサービスで、より医療が必要な方への対応が可能です。対象者は要介護者のみです。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
給付額 (年間)	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

小値賀町ではサービスを提供している指定事業者がなく、町外での利用もなかったため、第8期計画期間においても利用はないと見込んでいます。

・地域密着型通所介護

定員が18名以下の小規模な通所介護です。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している指定事業者がなく、町外での利用もなかったため、第8期計画期間においても利用はないと見込んでいます。

○施設サービス

要介護者が施設に入所して利用する介護サービスです。

・介護老人福祉施設

常時介護が必要な方が、定員30名以上の特別養護老人ホームに入所して介護を受けるサービスです。原則、要介護3以上の方が対象となります。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	784人	753人	708人	756人	756人	756人
給付額 (年間)	169,882 千円	163,459 千円	161,778 千円	172,036 千円	172,036 千円	172,036 千円

小値賀町では1つの施設がサービス提供しています。施設の60床に加えて町外の施設利用者も含めた利用人数で見込んでいます。

・介護老人保健施設

看護・医学的管理のもとに介護・機能訓練・その他必要な医療・日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設に入所してサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	26人	16人	12人	12人	12人	12人
給付額 (年間)	7,549千円	4,372千円	4,025千円	4,025千円	4,025千円	4,025千円

小値賀町ではサービスを提供している施設がありませんが、町外での利用があるため、第8期計画期間においてもある程度の利用人数を見込んでいます。

・介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者について、日常的な医学管理・看取り・ターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設によるサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	4人	1人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	1,355千円	369千円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している施設がないため、第8期計画期間において利用はないと見込んでいます。

・介護療養型医療施設

長期にわたる療養が必要とされる要介護者について、療養上の管理・看護・医学的管理のもとで、介護や機能訓練などについて、療養病床を持つ医療施設で行うサービスです。令和5年度末には廃止されることが決まっています。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	12人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	4,654千円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している施設がないため、第8期計画期間において利用はないと見込んでいます。

(2) 介護予防給付費(要支援1～2の方が利用)

・介護予防訪問入浴介護

介護職員が利用者の自宅を訪れ、簡易浴槽等を使って利用者の入浴を行うサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している事業者がなく、町外での利用もなかったため、第8期計画期間においても利用はないと見込んでいます。

・介護予防訪問看護

看護師や保健師などが利用者の自宅を訪問し、医師の指示のもと療養上の世話や医療措置、診療の補助を行うサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している事業者がなく、町外での利用もなかったため、第8期計画期間においても利用はないと見込んでいます。

・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士または作業療法士、言語聴覚士が利用者の自宅を訪問し、理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行うサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している事業者がなく、町外での利用もなかったため、第8期計画期間においても利用はないと見込んでいます。

・介護予防居宅療養管理指導

医師など医療従事者が自宅を訪問し、療養上の管理及び指導をするサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (月間)	16人	23人	16人	12人	12人	12人
給付額 (年間)	168千円	212千円	206千円	205千円	205千円	205千円

小値賀町ではサービスを提供している事業者がありませんが、町外施設在住者での利用があるため、第8期計画期間においても同程度を見込んでいます。

・介護予防通所リハビリテーション

医師の認めた要支援者について、通所により理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行うサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している事業者がなく、町外での利用もなかったため、第8期計画期間において利用はないと見込んでいます。

・介護予防短期入所者生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに短時間(数日から1週間程度)入所し、入浴や排泄、食事などの世話や機能訓練などのサービスが受けられます。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	28人	40人	48人	36人	36人	36人
給付額 (年間)	1,192千円	1,523千円	2,094千円	1,614千円	1,614千円	1,614千円

第8期計画期間においても第7期計画期間と同程度の利用を見込んでいます。

・介護予防短期入所療養介護(老健)

要支援者が介護老人保健施設に短期間入所し、介護、機能訓練、医療、日常生活上のサービスなどを受けるサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している事業者がなく、町外での利用もなかったため、第8期計画期間においても利用はないと見込んでいます。

・介護予防短期入所療養介護(病院等)

要支援者が介護療養型医療施設に短期間入所し、介護、機能訓練、医療、日常生活上のサービスなどを受けるサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している事業者がなく、町外での利用もなかったため、第8期計画期間においても利用はないと見込んでいます。

・介護予防福祉用具貸与

車イスや特殊ベッド、歩行器などの福祉用具について、一部の負担で借りることができます。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	39人	60人	36人	36人	36人	36人
給付額 (年間)	449千円	607千円	339千円	301千円	301千円	301千円

第8期計画期間においても第7期計画期間と同程度の利用を見込んでいます。

・特定介護予防福祉用具購入費

ポータブルトイレ等の特定福祉用具について、購入費が一部支給されます。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	5人	3人	1人	2人	2人	2人
給付額 (年間)	99千円	71千円	24千円	50千円	50千円	50千円

年度により給付額に差があるため、第8期計画期間については年2件程度を見込んでいます。

・介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費が一部支給されます。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	7人	1人	1人	2人	2人	2人
給付額 (年間)	252千円	31千円	10千円	50千円	50千円	50千円

年度により給付額に差があるため、第8期計画期間については年2件程度を見込んでいます。

・介護予防特定入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者住宅に入居している要支援者に対して提供される介護サービスです。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している事業者がなく、町外での利用もなかったため、第8期計画期間においても利用はないと見込んでいます。

○地域密着型サービス

・介護予防認知症対応型通所介護

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

小値賀町ではサービスを提供している事業者がなく、町外での利用もなかったため、第8期計画期間においても利用はないと見込んでいます。

・介護予防小規模多機能型居宅介護

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	12人	9人	12人	12人	12人	12人
給付額 (年間)	833千円	650千円	1,018千円	1,018千円	1,018千円	1,018千円

小値賀町ではサービスを提供している事業者はありませんが、町外での利用があるため1名分を見込んでいます。

・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症のある、要支援2と認定された方が、それぞれ個室に入居し、今まで暮らしてきたような生活を続けることを目標として共同生活を行うサービスです。

区分	第7期計画実績値(R2 は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	5人	8人	0人	0人	0人	0人
給付額 (年間)	1,167千円	1,680千円	0円	0円	0円	0円

小値賀町では2つの施設がサービス提供しています。平成30年度・令和元年度には要支援者の利用がありましたが、それ以降は利用がないため、ここでは計上していません。

○介護予防支援

居宅介護支援事業所が、要支援と認定された方のケアプランを作成した際に支払われる報酬です。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (年間)	48人	28人	24人	24人	24人	24人
給付額 (年間)	307千円	124千円	55千円	55千円	55千円	55千円

第8期計画期間においては、月間30名弱の利用人数を見込んでいます。

(3) 総給付費

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	295,065	269,878	280,932	292,694	290,059	289,566
在宅サービス	56,593	47,167	51,125	49,880	47,245	46,752
居住系サービス	61,041	53,527	64,004	66,753	66,753	66,753
施設サービス	177,431	169,185	165,803	176,061	176,061	176,061

(単位:千円)

第8期計画での給付費の見込みについて、第7期計画期間と比べてあまり変動はないと見込んでいます。

(4) その他の介護保険給付

○高額介護サービス費等

介護(予防)サービスを利用した際の利用者負担額について、所得状況に応じて限度額を定め、限度額を超えて支払った分について支給します。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金額	9,257,384円	8,591,273円	8,273,581円	8,500,000円	8,000,000円	8,000,000円

第8期計画期間においては、年間8,500,000円から8,000,000円を見込んでいます。

○高額医療合算介護サービス費等

世帯で利用した介護(予防)サービスの利用者負担額と、世帯で支払った医療費の合計について、所得状況に応じて限度額を定め、限度額を超えて支払った分について支給します。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金額	799,740円	26,923円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円

第8期計画期間においては、年間1,000,000円を見込んでいます。

○特定入所者介護サービス費等

介護保険施設または短期入所サービスを利用した際の食費・居住費について、所得状況に応じて限度額を定め、限度額を超えて支払った分について支給します。

区分	第7期計画実績値(R2は見込)			第8期計画見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金額	32,535,810円	31,534,081円	31,460,148円	31,000,000円	30,000,000円	30,000,000円

第8期計画期間においては、年間31,000,000円から30,000,000円を見込んでいます。

2 各年度における地域支援事業の量の見込み

単位(円)		第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費		17,500,000	17,500,000	17,500,000
	訪問型サービス	2,100,000	2,100,000	2,100,000
	通所型サービス	7,200,000	7,200,000	7,200,000
	介護予防ケアマネジメント	600,000	600,000	600,000
	一般介護予防事業	7,600,000	7,600,000	7,600,000
包括的支援・任意事業費		11,500,000	11,500,000	11,500,000
	包括的支援事業	5,200,000	5,200,000	5,200,000
	生活支援サービス体制整備事業	2,600,000	2,600,000	2,600,000
	任意事業	3,700,000	3,700,000	3,700,000
地域支援事業費		29,000,000	29,000,000	29,000,000
		87,000,000		

3 市町村独自事業の実施について

現在、本町では、市町村独自事業について実施していません。

今後、アンケート調査等でニーズがあれば、実施について検討します。

第2節 第1号被保険者の保険料

1 第8期期間における保険料

第8期計画期間の介護保険料は、令和3年度から令和5年度の3年間について決定されることとなっています。

(1) 標準給付費見込額

総給付費の見込額に、特例入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、審査支払手数料を足したものです。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
総給付費	292,694,000	290,059,000	289,566,000	872,319,000
特定入所者介護サービス費等	31,000,000	30,000,000	30,000,000	91,000,000
高額介護サービス費等	8,500,000	8,000,000	8,000,000	24,500,000
高額医療合算介護サービス費等	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000
算出対象審査支払手数料	240,000	240,000	240,000	720,000
支払件数	3,200	3,200	3,200	
一件あたりの単価	75.00	75.00	75.00	
標準給付費見込額	333,434,000	329,299,000	328,806,000	991,539,000

単位(円)

(2) 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業費と、包括的支援事業・任意事業費の見込額を合計したものです。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
地域支援事業費	29,000,000	29,000,000	29,000,000	87,000,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	17,500,000	17,500,000	17,500,000	52,500,000
包括的支援事業・任意事業費	11,500,000	11,500,000	11,500,000	34,500,000

単位(円)

(3) 保険料基準額

第1号被保険者の保険料基準額（月額）の算出手順は下記のとおりとなります

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	(A)	333,434,000 円	329,299,000 円	328,806,000 円	991,539,000 円
地域支援事業費見込額	(B)	29,000,000 円	29,000,000 円	29,000,000 円	87,000,000 円
第1号被保険者負担対象額 【A+B】×23%	(C)	83,359,820 円	82,408,770 円	82,295,380 円	248,063,970 円
調整交付金相当額 【A+介護予防・日常生活支援総合事業費】5%	(D)	17,546,700 円	17,339,950 円	17,315,300 円	52,201,950 円
調整交付金調整率見込	(E)	11.96%	11.85%	11.72%	
※調整交付金見込額 【A+介護予防・日常生活支援総合事業費】×E	(F)	41,971,706 円	41,095,682 円	40,587,063 円	123,654,451 円
介護保険事業財政調整基金	(G)				0 円
保険料収納必要額 【C+D-F+G】	(H)				176,611,469 円
予定保険料収納率	(I)				99.50%
所得段階別加入割合補正後 被保険者数(第1号被保険者)	(J)	993 人	976 人	957 人	2,926 人
必要保険料基準額(年額) 【H÷I÷J】	(K)				60,663 円
必要保険料基準額(月額) 【K÷12】	(L)				5,055 円

本町における、第1号被保険者の令和3年度～令和5年度の延べ人数及び保険料賦課総額に、所得段階別の負担額を加味して保険料基準額を算出します。介護保険事業計画策定委員会の意見等も踏まえ、保険料基準額(月額)は以下のとおりとしています。

月 額 5,070 円

必要保険料については、月額 5,070 円よりもわずかに低い金額ですが、今後の保険料の上昇が見込まれているため、第8期期間については保険料を据え置き、第9期以降の保険料の上昇を抑えることとしています。

【参考：過去の保険料基準額】

・第1期介護保険事業期間(平成 12～14 年度)	月額 2,900 円
・第2期介護保険事業期間(平成 15～17 年度)	月額 3,200 円
・第3期介護保険事業期間(平成 18～20 年度)	月額 3,460 円
・第4期介護保険事業期間(平成 21～23 年度)	月額 3,460 円
・第5期介護保険事業期間(平成 24～26 年度)	月額 3,860 円
・第6期介護保険事業期間(平成 27～29 年度)	月額 5,070 円
・第7期介護保険事業期間(平成 30～令和 2 年度)	月額 5,070 円

2 今後の保険料の見込み

本計画では、団塊の世代が 75 歳以上となる令和7年(2025 年)、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年(2040 年)を見越した計画としているため、現時点での両年度の保険料の見込についても算出しています。

現在時点での見込は以下のとおりとなっています。

○令和7年度 月額 5,369 円 ○令和 22 年度 月額 7,298 円

介護サービス利用者及び介護給付費は今よりも減少していく見込みですが、第1号被保険者数(65 歳以上人数)も大きく減少する見込みのため、一人当たりの介護保険料が上昇する見込みとなっています。

3 所得段階別第1号被保険者保険料

第8期における第1号被保険者の保険料については、所得に応じた負担を適切に求めるため9段階の設定を行います。

所得段階区分		負担割合	年間保険料 (円)
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給中で、世帯全員が町村民税非課税の人 ③世帯全員が町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	0.30	18,250
第2段階	世帯全員が町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.50	30,420
第3段階	世帯全員が町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える人	0.70	42,580
第4段階	世帯の誰かに町村民税が課税されているが、本人が町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	0.90	54,750
第5段階	世帯の誰かに町村民税が課税されているが、本人が町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える人	1.00	60,840
第6段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	73,000
第7段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円から200万円未満の人	1.30	79,090
第8段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円から300万円未満の人	1.50	91,260
第9段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	1.70	103,420

第1段階から第3段階の介護保険料については、公費による軽減が実施されています。

第3節 介護給付費の適正化への取組

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が必要とするサービスを過不足なく提供するよう事業者を促すことで、費用の効率化を推進し、持続可能な介護保険制度の構築を目指すものです。本町では、第7期計画期間中において、介護給付の適正化への取組みとして、下記の主要5事業について実施をしました。第8期期間中においても、同様の取組を行っていきます。

(1) 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援専門員が実施した変更認定又は、更新認定に係る認定調査の内容を町職員が訪問又は、書面等の審査により点検します。また、調査の平準化を図るための取組を行います。

- ・第7期目標 認定調査の全件について町職員による点検が行われている。

調査の平準化を図るために町内の調査員を対象とする研修会を実施
毎年各1回

- ・第7期実績 町内の調査員を対象とする研修会の開催

平成30年度	実施せず
令和元年度	1回実施
令和2年度	1回実施

- ・第8期目標 町内の調査員を対象とする研修会の開催 毎年各1回

(2) ケアプランの点検

町内の居宅介護支援事業所に対して、町の職員によるケアプランの確認を行い、ケアマネジメントの適正化を図ることとします。その際に、国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」等の活用を必要に応じて進めることとします。

- ・第7期目標 町内居宅介護支援事業所へのケアプラン点検の実施 毎年20件

- ・第7期実績 町内居宅介護支援事業所へのケアプラン点検の実施

平成30年度	20件実施
令和元年度	20件実施
令和2年度	20件実施(見込)

- ・第8期目標 町内居宅介護支援事業所へのケアプラン点検の実施 毎年 20 件

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修の事前申請の際に、本町の理学療法士による訪問を行い、適切で有効な改修が行われるよう改修に対する助言を行っています。

今後も理学療法士による訪問・助言を継続して行うことで、利用者の実態に沿った適切な住宅改修が行われるよう努めることとします。

- ・第7期目標 住宅改修申請者に対する、理学療法士による訪問 100%

- ・第7期実績 住宅改修申請者に対する、理学療法士による訪問

平成30年度	100%	件実施
令和元年度	100%	件実施
令和2年度	100%	件実施(見込)

- ・第8期目標 住宅改修申請者に対する、理学療法士による訪問 100%

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

長崎県国保連合会より毎月提供される情報を活用し、請求情報の縦覧点検や介護と医療情報との突合による請求実績の確認を実施します。国保連合会に委託して実施しています。

- ・第7期目標 全件について実施 実施率 100%

- ・第7期実績 全件について実施

平成30年度	100%	件実施
令和元年度	100%	件実施
令和2年度	100%	件実施

- ・第8期目標 全件について実施 100%

(5) 介護給付費通知

適切なサービスの利用と提供について普及啓発を図るため、本人や家族等に対し、事業所からの介護報酬の請求や費用の給付状況等についてお知らせします。国保連合会に委託して実施しています。

- ・第7期目標 今後実施について検討

- ・第7期実績 全件について実施
 - 平成30年度 全件実施
 - 令和元年度 全件実施
 - 令和2年度 全件実施(予定)

- ・第8期目標 全件について実施

資料編

1 計画策定体制

○第8期小値賀町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿（敬称略）

氏名	団体役職名
中尾 敏昭（会長）	小値賀町民生児童委員協議会 会長
江川 勉	小値賀町社会福祉協議会 事務局長
松永 尚敬	小値賀町老人クラブ連合会 会長
横山 富代	小値賀町婦人連絡協議会 会長
松永 英和（副会長）	特別養護老人ホーム 養寿園 施設長
西田 キヨミ	グループホームおぢかの家 施設長
田中 敏己	小値賀町国民健康保険診療所 所長
西 勝信	配食ボランティアばんだけ 代表
岩本 博之	小値賀町生活支援コーディネーター
谷 直人	小値賀町地域包括支援センター ケアマネジャー

○作業部会員名簿

筒井 勝子	小値賀町社会福祉協議会 主任介護支援専門員
津田 豊	特別養護老人ホーム 養寿園 相談員
濱田 敬太	グループホームおぢかの家 ケアスタッフ
松山 隆史	小値賀町国民健康保険診療所 理学療法士
藤川 一子	小値賀町地域包括支援センター 看護師

○事務局

前田 達也	小値賀町福祉事務所 所長
山田 俊宏	小値賀町福祉事務所 生活支援班長
高口 潤	小値賀町福祉事務所 福祉係長
西 敏博	小値賀町福祉事務所 担当
松永 実紀	小値賀町地域包括支援センター 保健師

2 関係要綱

○小値賀町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小値賀町の高齢者保健福祉施策の総合的推進を図るため介護保険法(平成9年法律第123号)第117条及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づき、小値賀町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「計画」という。)を策定及び見直しするため、小値賀町高齢者保健福祉計画等策定委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、計画策定及び見直しに必要な審議及び意見徴収等を行い、保健・福祉・医療の各分野の整合性を図りながら、効率的な計画原案の策定を推進するため、小値賀町高齢者福祉保健計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に定めるもののうちから、町長が委嘱した者(以下「委員」という。)で組織する。

- (1) 保健・医療・福祉等関係者
- (2) 行政関係者
- (3) 地域住民代表
- (4) その他町長が必要と認めた者

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、3年とし、再選されることを妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が必要であると認めるときは、委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について検討及び調整するため、委員会に作業部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会員は、保健・医療・福祉関係者の中から委員長が選任する。

3 部会に部会員の互選により部会長及び副部会長を置く。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉事務所福祉係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に町長が定める。

3 アンケート内容・結果

○小値賀町高齢者実態調査アンケート

対象者	65歳以上の高齢者のいる世帯から抽出
実施期間	令和2年10月19日から令和2年10月30日
実施方法	社会福祉協議会及び地域包括支援センター等を通じて、高齢者に直接配布・回収
配布数	140部
回収数	87部
回収率	62%

※閉じこもり状態にある高齢者等からも回答を得るために、第7期計画同様、民生委員等による訪問での配布・回収を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、配布数・回収数が低くなっています。

問1 あなたのご家族や生活状況について

(1)あなたの性別を教えてください。

1. 男 (17) 2. 女 (63)

(2)家族構成をお教えてください

1. 1人暮らし (35) 2. 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上) (13)
3. 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下) (1) 4. 息子・娘との二世帯 (17)
5. その他 (15)

(3)あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

1. 介護・介助は必要ない (45)
2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない (7)
3. 現在、何らかの介護を受けている (21)

【(3)において、「1. 介護・介助は必要ない」以外の方のみ】

①介護・介助が必要になった主な原因はなんですか(いくつでも)

1. 脳卒中(脳出血・脳梗塞等) (4) 2. 心臓病 (4)
3. がん(悪性新生物) (1) 4. 呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等) (3)
5. 関節の病気(リウマチ等) (0) 6. 認知症(アルツハイマー病等) (4)
7. パーキンソン病 (2) 8. 糖尿病 (1) 9. 腎疾患(透析) (1)
10. 視覚・聴覚障害 (0) 11. 骨折・転倒 (4) 12. 脊椎損傷 (1)
13. 高齢による衰弱 (3) 14. その他 (2) 15. 不明 (1)

【(3)において、「3. 現在、何らかの介護を受けている」の方のみ】

②主にどなたの介護、介助を受けていますか(いくつでも)

1. 配偶者(夫・妻) (5) 2. 息子 (4) 3. 娘 (5)
4. 子の配偶者 (2) 5. 孫 (1) 6. 兄弟・姉妹 (0)
7. 介護サービスのヘルパー (7) 8. その他 (1)

(4)現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

1. 大変苦しい (2) 2. やや苦しい (5) 3. ふつう (66)
4. ややゆとりがある (3) 5. 大変ゆとりがある (0)

(5)お住まいは一戸建て、または公営住宅のどちらですか

1. 持家(一戸建て) (76) 2. 借家 (2) 3. 公営住宅 (1)
4. その他 (3)

問2 からだを動かすことについて

(1)階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

1. できるし、している (23) 2. できるけどしていない (8)
3. できない (48)

(2)椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか

1. できるし、している (34) 2. できるけどしていない (10)

3. できない (34)
- (3) 15分位続けて歩いていますか
1. できるし、している (42) 2. できるけどしていない (10)
3. できない (30)
- (4) 過去1年間に転んだ経験がありますか
1. 何度もある (18) 2. 1度ある (16) 3. ない (47)
- (5) 転倒に対する不安は大きいですか
1. とても不安である (16) 2. やや不安である (35)
3. あまり不安でない (13) 4. 不安でない (14)
- (6) 週に1回以上は外出していますか
1. ほとんど外出しない (7) 2. 週1回 (14) 3. 週2～4回 (25)
4. 週5回以上 (35)
- (7) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか
1. とても減っている (9) 2. 減っている (26)
3. あまり減っていない (17) 4. 減っていない (27)
- (8) 外出を控えていますか
1. はい (33) 2. いいえ (45)
- 【(8)で「1. はい」(外出を控えている)の方のみ】
- ① 外出を控えている理由は、次のどれですか(いくつでも)
1. 病気 (2) 2. 障害(脳卒中の後遺症など) (6)
3. 足腰などの痛み (25) 4. トイレの心配(失禁など) (3)
5. 耳の障害(聞こえの問題など) (5) 6. 目の障害 (5)
7. 外での楽しみがない (1) 8. 経済的に出られない (0)
9. 交通手段がない (5) 10. その他 (4) ※新型コロナ、歩けない
- (9) 外出する際の移動手段は何ですか(いくつでも)
1. 徒歩 (33) 2. 自転車 (2) 3. バイク (3)
4. 自動車(自分で運転) (3) 5. 自動車(人に乗せてもらう) (24)
6. バス (7) 7. 病院や施設の送迎 (5) 8. 車椅子 (3)
9. 電動車椅子(カート) (5) 10. 歩行器・シルバーカー (12)
11. タクシー (13) 12. その他 (1)

問3 食べることについて

- (1) 身長・体重について ※回答からBMIを計算しています。
- (2) 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
1. はい (30) 2. いいえ (50)
- (3) お茶や汁物等でむせることがありますか
1. はい (17) 2. いいえ (64)

(4)口の渴きが気になりますか

1. はい (19) 2. いいえ (63)

(5)歯磨き(人にしてもら場合も含む)を毎日していますか

1. はい (74) 2. いいえ (8)

(6)歯の数と入れ歯の利用状況をお教えてください

(成人の歯の本数は、親知らずを含めて32本です)

1. 自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用 (7)
 2. 自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし (7)
 3. 自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用 (47)
 4. 自分の歯は19本以下、入れ歯の利用なし (15)

①噛み合わせは良いですか

1. はい (64) 2. いいえ (13)

②【(6)で「1. 自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用」「3. 自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用」の方のみ】毎日入れ歯の手入れをしていますか

1. はい (57) 2. いいえ (6)

(7)6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか

1. はい (22) 2. いいえ (54)

(8)どなたかと食事をともにする機会がありますか

1. 毎日ある (41) 2. 週に何度かある (8) 3. 月に何度かある (11)
 4. 年に何度かある (8) 5. ほとんどない (12)

問4 毎日の生活について

(1)物忘れが多いと感じますか

1. はい (39) 2. いいえ(43)

(2)自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか

1. はい (67) 2. いいえ(14)

(3)今日が何月何日かわからない時がありますか

1. はい (33) 2. いいえ(43)

(4)バスやタクシーを使って1人で外出していますか(自家用車でも可)

1. できるし、している(45) 2. できるけどしていない(11) 3. できない(18)

(5)自分で食品・日用品の買物をしていますか

1. できるし、している(57) 2. できるけどしていない(5) 3. できない(19)

(6)自分で食事の用意をしていますか

1. できるし、している(52) 2. できるけどしていない(12) 3. できない(16)

(7)自分で請求書の支払いをしていますか

1. できるし、している(63) 2. できるけどしていない(7) 3. できない(13)

(8)自分で預貯金の出し入れをしていますか

1. できるし、している(60) 2. できるけどしていない(10) 3. できない(10)
- (9)年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか
1. はい (55) 2. いいえ (26)
- (10)本や雑誌を読んでいますか
1. はい (52) 2. いいえ (27)
- (11)健康についての記事や番組に関心がありますか
1. はい (69) 2. いいえ (14)
- (12)友人の家を訪ねていますか
1. はい (46) 2. いいえ(34)
- (13)家族や友人の相談にのっていますか
1. はい (55) 2. いいえ(24)
- (14)病人を見舞うことができますか
1. はい (55) 2. いいえ(25)
- (15)若い人に自分から話しかけることがありますか
1. はい (69) 2. いいえ (10)
- (16)趣味はありますか
1. 趣味あり(48) 2. 思いつかない(22)
- (17)生きがいがありますか
1. 生きがいあり(48) 2. 思いつかない(26)

問5 地域での活動について

(1)以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

	週4回 以上	週2 ~3回	週1回	月1 ~3回	年に 数回	参加して いない
① ボランティアのグループ	0	2	0	1	4	22
② スポーツ関係のグループやクラブ	1	1	1	0	3	21
③ 趣味関係のグループ	0	1	2	1	2	21
④ 学習・教養サークル	0	0	1	2	10	13
⑤ 介護予防のための通いの場	1	7	10	12	0	2
⑥ 老人クラブ	1	3	2	20	8	9
⑦ 町内会・自治会	1	0	1	4	8	13
⑧ 収入のある仕事	0	1	0	0	0	26

(2)地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

1. 是非参加したい(14) 2. 参加してもよい(23)
3. 参加したくない(18) 4. 既に参加している(4)

(3)地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか

1. 是非参加したい(3) 2. 参加してもよい(21)
3. 参加したくない(32) 4. 既に参加している(0)

(4)どのようなきっかけがあれば、地域の健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加したいと思いますか。(既に参加している方は何がきっかけで参加しましたか) 【複数回答可】

1. 活動の内容を知人・友人に聞いた(13)
2. 活動の内容を市町村の広報で知った(7)
3. 活動の内容を町内の知らせ・回覧板で知った(6)
4. 活動の場所が自宅の近くだった(0)
5. 活動の場所が自宅から遠いところにあった(0)
6. 活動の場所が交通の便が良いところだった(2)
7. 知人・友人がすでに利用していた(6)
8. 知人・友人の勧めがあった(9)
9. 町内会の勧めがあった(3)
10. 地域包括支援センターの勧めがあった(2)
11. 健診時や主治医からの勧めがあった(3)
12. その他(0)

問6 たすけあいについて

あなたとまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします

(1)あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人(いくつでも)

1. 配偶者(12) 2. 同居の子ども(14) 3. 別居の子ども(26)
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫(20) 5. 近隣(16) 6. 友人(25)
7. その他(1) 8. そのような人はいない(1)

(2)反対に、あなたが心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人(いくつでも)

1. 配偶者(9) 2. 同居の子ども(11) 3. 別居の子ども(21)
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫(21) 5. 近隣(16) 6. 友人(24)
7. その他(0) 8. そのような人はいない(4)

(3)あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人(いくつでも)

1. 配偶者(14) 2. 同居の子ども(20) 3. 別居の子ども(26)
 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫(13) 5. 近隣(5) 6. 友人(6)
 7. その他(0) 8. そのような人はいない(2)
- (4) 反対に、看病や世話をしあける人(いくつでも)
 1. 配偶者(16) 2. 同居の子ども(12) 3. 別居の子ども(9)
 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫(12) 5. 近隣(1) 6. 友人(3)
 7. その他(2) 8. そのような人はいない(12)
- (5) 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください
 (いくつでも)
 1. 自治会・町内会・老人クラブ (14) 2. 社会福祉協議会・民生委員(21)
 3. ケアマネジャー・役場(3) 4. 医師・歯科医師・看護師(9)
 5. その他(2) 6. そのような人はいない(4)
- (6) 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか。
 1. 毎日ある(17) 2. 週に何度かある(27) 3. 月に何度かある(10)
 4. 年に何度かある(2) 5. ほとんどない(3)
- (7) この1か月間、何人の友人・知人と会いましたか。
 同じ人には何度会っても1人と数えることとします。
 1. 0人(いない)(3) 2. 1~2人(4) 3. 3~5人 (18)
 4. 6~9人(4) 5. 10人以上(30)
- (8) よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか。(いくつでも)
 1. 近所・同じ地域の人(53) 2. 幼なじみ(8) 3. 学生時代の友人(3)
 4. 仕事での同僚・元同僚(4) 5. 趣味や関心が同じ友人(7)
 6. ボランティア等の活動での友人(2) 7. その他(4) 8. いない(1)
- 問7 健康について
- (1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか
 1. とてもよい(5) 2. まあよい(41) 3. あまりよくない(15)
 4. よくない(1)
- (2) あなたは、現在どの程度幸せですか
 (「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください)
 0点 (0) 1点 (0) 2点 (0) 3点 (0) 4点 (1) 5点 (0)
 6点 (12) 7点 (1) 8点 (3) 9点 (13) 10点 (6)
- (3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか
 1. はい (15) 2. いいえ(47)
- (4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない
 感じがよくありましたか
 1. はい (13) 2. いいえ(48)

(5) お酒は飲みますか

1. ほぼ毎日飲む(2) 2. 時々飲む(3) 3. ほとんど飲まない(27)
4. もともと飲まない(30)

(6) タバコは吸っていますか

1. ほぼ毎日吸っている(0) 2. 時々吸っている(0)
3. 吸っていたがやめた(6) 4. もともと吸っていない(56)

(7) 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか(いくつでも)

1. ない (3) 2. 高血圧 (38)
3. 脳卒中(脳出血・脳梗塞等) (1) 4. 心臓病 (9)
5. 糖尿病 (7) 6. 高脂血症(脂質異常) (4)
7. 呼吸器の病気(肺炎や気管支炎等) (1)
8. 胃腸・肝臓・胆のうの病気 (1) 9. 腎臓・前立腺の病気 (1)
10. 筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等) (10)
11. 外傷(転倒・骨折等) (2) 12. がん(悪性新生物) (2)
13. 血液・免疫の病気 (1) 14. うつ病 (0)
15. 認知症(アルツハイマー病等) (3) 16. パーキンソン病 (0)
17. 目の病気 (10) 18. 耳の病気 (10) 19. その他 (1)

(8) ご自身の健康が気になり出したのは何歳頃でしょうか。

1. ~39歳 (0) 2. 40歳~49歳 (0) 3. 50歳~59歳 (3)
4. 60歳~64歳 (7) 5. 65歳~69歳 (3) 6. 70歳~74歳 (13)
7. 75歳~79歳 (15) 8. 80歳~ (8) 9. 気にならない (10)

問8 認知症にかかる相談窓口の把握について

(1) 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか

1. はい (7) 2. いいえ(50)

(2) 認知症に関する相談窓口を知っていますか

1. はい (22) 2. いいえ(27)

問9 地域包括ケアシステムについて

(1) 地域包括ケアシステムをご存知ですか

※地域包括ケアシステムとは：健康なときも要介護状態となっても他の地域に引っ越すことなどなく、住み慣れた地域で人生の最後まで暮らし続けられるように、医療や介護・福祉サービスなどが身体状況に応じて提供され、高齢者が支え、支えられる体制のこと

1. 言葉も内容も知っている (16)
2. 言葉は聞いたことはあるが内容は知らない(16)
3. 知らない(18)

(2) お住まいの地域で地域包括ケアシステムができていると思いますか

1. はい(22) 2. いいえ(4) 3. わからない(30)

問10 現在小値賀町にはない介護サービスについて

(1)下記のサービスは、現在小値賀町にはないサービスです。今後の小値賀町にあると良いと思うサービスを選んでください(いくつでも)

1. 訪問看護 (37)
2. 訪問リハビリテーション (24)
3. イブニングケア 要介護者が就寝する前に行う一連のケア (8)
(口腔ケアや着替えの手伝い、おむつ交換など)
4. モーニングケア 要介護者が起床した際に行う一連のケア (8)
(着替えの手伝い、洗顔や朝食の準備など)
5. 小規模多機能型居宅介護 (1つの小規模拠点で、訪問・通所・短期入所のサービスを提供するサービス) (10)
6. サービス付高齢者住宅 相談支援や見守りなどのサービスがある高齢者住宅 (22)

(2)現在困っていることについて教えてください(いくつでも)

1. なし (37)
2. 話し相手がいないこと (6)
3. 生活費について (1)
4. 自分の介護について (11)
5. 自分の健康や病気について (10)
6. 家事の負担感について (5)
7. その他 (4)

(2-2)あなたは次の家事に負担を感じますか(いくつでも)

1. 食事の準備 (15)
2. 洗濯 (8)
3. 掃除(18)
4. 日常の買い物 (11)

(3)人生の最期を迎える時が来た場合、最期はどこで過ごしたいと思いますか

1. 最期まで自宅で過ごしたい (31)
2. 自宅で療養して、必要になれば島内の医療機関に入院したい (22)
3. 島内の医療機関に入院したい (9)
4. 島内の施設に入所したい (19)
5. 島外の医療機関や施設に入院・入所したい (3)
6. その他(1)